

に據準して結成せられ本年獨逸海運は其統制下に入つた右船主集團の定款に規定する所によると我國の海運統制が中央統制輸送組合の下に地域的ブロックを形成しつゝあると同様のもので上層部に専門集團指導者顧問及經營指導者の三機關を有し各専門別に七下位集團に分たれて居る今次大戦勃發後は其海運統制を一段と強化し船舶を國家管理下に置きライヒ交通海運集團の指導者に海運指導を委任されたが戰禍の擴大により千九百四十年四月に至つて新に海運局が創設せられ上層組織として海運の國家的指導を行ひライヒ交通海運集團と密接なる連繫の下に戰時下海運の指導に當つて居る現在獨逸海運の重點は北海バルト海の物資輸送にあるが戰後に於ける世界市場進出に關しても着々其準備を進め歐洲經濟新秩序の建設に伴ひ指導的地位にあるドイツの經濟は各般に互り全能力を擧げて仕事を進めねばならず従つて戰後ドイツ經濟の活動に際してはそれぞれの任務を最少の資財と勞働力で最大限度に果すといふことが最も強く要求され商船陽建造においても全く同様の方針が適用されるこの方向に沿つて昨秋來最も合理的な商船建造計畫が特に關心事となつてゐるがそれに關聯する第一の問題は船型の種類を出来るだけ減じて造船能率を促進するといふことである戰前からドイツは商船の型を出来るだけ少くする方針を採つてゐたが造船能力の限られてゐた事小規模船主の多かつたことその他種々の事情からその理想實現に至らなかつたしかし今やこのことが愈々重大な條件として痛感されるに至つてゐる

而して商船の型を少くするには性能上最優秀な型を決定し組織的にその型の商船建造を行ふことゝ性能如何よりは各部に互り構造最も簡單で急速な建造に適する型の船を大量に建造することの二途があるこのうちいづれの方針を採用するかはドイツ海運關係方面でも久しく問題となつてゐたが海運造船兩者間に性能優秀な型の船舶の建造をもつて戰後のドイツ商船隊再建の根本方針とするに意見の一致をみたすはち海運及び造船兩方面の緊密な聯絡の下に航路と積荷の要求するところによりいづれの航路にあつても他國船舶と充分競争出来るやうな優秀な性能の商船の型を選定ししかもその型を出来るだけ少数に縮減して造船工業の能率増進を図ることゝなつた同時に商船部分品の單一化を極力はかつて造船能力の増大資材勞働力の節減をはかりまた同一の型の商船は出来る限り一ヶ所少くとも數ヶ所以内の造船所で建造する方針をとることゝしたそのため今回船主及び造船業の自治經濟團體たるハンブルグ造船研究所及びジャーマニッシュ・ロイドの共同参加の下に特別委員會が設立され優秀商船の型の決定に當ることとなつたなほ戰後の商船隊再建の立場から目下ハンブルグ造船研究所では國際海運界で最も普及してゐる九千トン級貨物船の性能再檢討が積極的に進められてゐる

世界最大船舶 (一九四〇年六月現在)

船名	國籍	總噸數	速力	建造年
Queen Elizabeth	英	45,000	26.5	1939
Normandie	佛	43,000	26.5	1935
Queen Mary	英	41,300	26.5	1936
Bremen	獨	41,000	27	1934
Rex	伊	41,000	26	1933
Europe	獨	40,700	27	1934
Conte di Savoia	伊	40,500	27	1931
Aquitania	英	40,700	27	1934
Ile de France	佛	40,200	27	1934
Empress of Britain	英	40,000	27	1931
Nieuw Amsterdam	和	38,600	26.5	1936
Mauritania	英	35,700	—	1934
Roma	伊	30,800	26.5	1935
Augustus	伊	30,810	26.5	1937
Pasteur	伊	30,000	26.5	1935
Stotendian	和	28,221	27	1932
Champlain	佛	28,113	27	1931
Stockholm	瑞	26,000	—	1930
Georgic	英	22,952	21	1922
Cap Arcona	獨	22,821	20	1927
Dominion Monach	英	22,124	21	1925
Capetown	英	22,000	21	1927
America	米	22,000	—	—
Britannic	英	22,000	26	1930
Empress of Japan	英	22,000	23	1927
Andes	英	22,000	—	1922

【海 運】

Athlone	英	三〇,五六四	一八	一九〇	New York	獨	三三,三三三	一九	一九三
Stirling Castle	英	三〇,五五〇	一八	一九六	Strathnaver	英	三三,六三三	三	一九一
Wilhelm Gustloff	獨	三〇,四八四	—	—	Strathaird	英	三三,二八一	三	一九三
Saturnia	伊	三〇,四三〇	二半	一九三	Aleantra	英	三三,〇九	一八	一九六
Volcania	伊	三〇,四六九	二半	一九六	Hamburg	獨	三三,一三	一三	一九六
Manhattan	米	三〇,二六九	三〇	一九三	Asturius	英	三三,〇八	一八	一九五
Washington	米	三〇,一八九	三〇	一九三	President Coolidge	伊	三三,九六	三	一九三
Rotterdam	和	三〇,一八九	一七	一九八	Gulio Cesare	獨	三三,八六	—	—
Conte Grande	伊	三〇,八六一	三〇半	一九八	Unitas	英	三三,八三	一八	一九三
George Washington	米	三〇,七八八	一八	一九八	Empress of Australia	英	三三,八三	一八	一九三
Strathallen	英	三〇,三三三	三〇	一九三	Empress of Canada	英	三三,五二	—	—
Stratheden	英	三〇,三三三	三〇	一九三	America	米	三三,三三	一七	一九五
Duilio	伊	三〇,二六九	一九半	一九三	Hansa	獨	三三,三三	一九	一九三
Orcade	英	三〇,二六九	三〇	一九三	Deutschland	獨	三三,〇六	一九	一九三
Strathmore	英	三〇,二六九	三〇	一九三	Moolton	英	三〇,九三	一七半	一九三
Orion	伊	三〇,二六九	一八	一九三	Maloja	英	三〇,九三	一七半	一九三
Conte Biancamano	伊	三〇,二六九	一三半	一九三	Terji Vinken	英	三〇,六八	—	—
Queen of Bermuda	英	三〇,二六九	三〇	一九三	Argentina	米	三〇,六八	—	—
Monarch Bermuda	英	三〇,二六九	三〇	一九三	Brazil	米	三〇,六八	一八	一九八

Carinthia	英	三〇,三三	一六半	一九五	Duchess of Richmond	英	三〇,〇三	一八	一九八	
Uruguay	米	三〇,一八	一八	一九六	Duchess of York	英	三〇,〇三	一八	一九九	
Franconia	英	三〇,一三	一六半	一九三	Oranje	和	三〇,〇一	三	一九三	
Duchess of Bedford	英	三〇,一三	一七	一九六	Winchester Castle	英	三〇,〇一	一	一九三	
Duchess of Atholl	英	三〇,一三	一六半	一九三	Lombardia	伊	三〇,〇〇	一	一九三	
Carnarvon Castle	英	三〇,一〇	一七	一九〇	右船舶中總噸數二萬以上のものに就き國別所有数を示せば左の如し					
Warwick Castle	英	三〇,一〇	一八	一九九	國別隻數	總噸數	國別隻數	總噸數		
Orontes	瑞	三〇,〇六	一八	一九六	英國	三	一,二九,三六〇	獨逸	九	二六三,九九
Kangshelm	英	三〇,〇六	一八	一九五	佛國	三	一五四,九九七	米國	九	二〇四,〇三
Oronsay	英	三〇,〇六	一八	一九五	和蘭	二	一〇八,七四四	瑞典	二	四八,〇六七
Orford	英	三〇,〇三	一八	一九八	伊太利	二	三三,三九四	合計	八	二,三五〇,六〇
Atrato	英	三〇,〇三	—	—						

【海運—船舶】

六千噸以上	二,四九一	一,三六四	一,九七五	三,五八七	二,四四〇	三,〇一五	一,九〇六
八千噸以上	一,六九九	一,三六四	一,九七五	三,五八七	二,四四〇	三,〇一五	一,九〇六
一萬噸以上	二,四九一	一,三六四	一,九七五	三,五八七	二,四四〇	三,〇一五	一,九〇六
一萬五千噸以上	二,四九一	一,三六四	一,九七五	三,五八七	二,四四〇	三,〇一五	一,九〇六
二萬噸以上	二,四九一	一,三六四	一,九七五	三,五八七	二,四四〇	三,〇一五	一,九〇六
合計	一〇,六三〇	六,七九六	一〇,七九八	一五,二一九	二〇,〇八二	二四,〇一五	二九,七六三

英·本·國

六千噸以上	九四〇	五四一	一,六六三	八六六	七四九	二,六三三	四,九六一
八千噸以上	九四〇	五四一	一,六六三	八六六	七四九	二,六三三	四,九六一
一萬噸以上	九四〇	五四一	一,六六三	八六六	七四九	二,六三三	四,九六一
一萬五千噸以上	九四〇	五四一	一,六六三	八六六	七四九	二,六三三	四,九六一
二萬噸以上	九四〇	五四一	一,六六三	八六六	七四九	二,六三三	四,九六一
合計	九四〇	五四一	一,六六三	八六六	七四九	二,六三三	四,九六一

六千噸以上	五三三	二四〇	八六六	九三〇	五三六	二,八二八	三,三六七
八千噸以上	五三三	二四〇	八六六	九三〇	五三六	二,八二八	三,三六七
一萬噸以上	五三三	二四〇	八六六	九三〇	五三六	二,八二八	三,三六七
一萬五千噸以上	五三三	二四〇	八六六	九三〇	五三六	二,八二八	三,三六七
二萬噸以上	五三三	二四〇	八六六	九三〇	五三六	二,八二八	三,三六七
合計	五三三	二四〇	八六六	九三〇	五三六	二,八二八	三,三六七

米·國·(海上)

六千噸以上	一一	二四	六二	八九〇	一,四八七	二,九〇〇	三,七五五
八千噸以上	一一	二四	六二	八九〇	一,四八七	二,九〇〇	三,七五五
一萬噸以上	一一	二四	六二	八九〇	一,四八七	二,九〇〇	三,七五五
一萬五千噸以上	一一	二四	六二	八九〇	一,四八七	二,九〇〇	三,七五五
二萬噸以上	一一	二四	六二	八九〇	一,四八七	二,九〇〇	三,七五五
合計	一一	二四	六二	八九〇	一,四八七	二,九〇〇	三,七五五

【海運—船舶】

【海運—船舶】

六千噸以上
四千噸以上
二千噸以上
一千噸以上
五百噸以上
五百噸未滿
一千噸未滿
二千噸未滿
四千噸未滿
六千噸未滿

五年以內	六、八〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇
五年以上	三、九〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇	五	二
十年以上	一、〇〇〇	三〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇	五	二	一
十五年以上	二〇〇	五〇	二〇	一〇	五	二	一	〇	〇
廿五年以上	一〇〇	二〇	一〇	五	二	一	〇	〇	〇
廿五年以上	五〇	一〇	五	二	一	〇	〇	〇	〇
廿五年以上	二〇	五	二	一	〇	〇	〇	〇	〇
廿五年以上	一〇	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	一、五九〇	四七〇	一五〇	五〇	二〇	一〇	五	二	一

日・本

八千噸以上
六千噸以上
四千噸以上
二千噸以上
一千噸以上
五百噸以上
五百噸未滿
一千噸未滿
二千噸未滿
四千噸未滿
六千噸未滿

五年以內	三、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇	五
五年以上	一、五〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇	五	二
十年以上	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇	五	二	一
十五年以上	二〇〇	五〇	二〇	一〇	五	二	一	〇	〇
廿五年以上	一〇〇	二〇	一〇	五	二	一	〇	〇	〇
廿五年以上	五〇	一〇	五	二	一	〇	〇	〇	〇
廿五年以上	二〇	五	二	一	〇	〇	〇	〇	〇
合計	一、〇〇〇	三〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇	五	二	一

【海運—船舶】

六千噸以上
四千噸以上
二千噸以上
一千噸以上
五百噸以上
五百噸未滿
一千噸未滿
二千噸未滿
四千噸未滿
六千噸未滿

五年以內	二〇七、〇六六	一〇二、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇
五年以上	七三、〇六六	二二、〇〇〇	六、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇
十年以上	五六、九〇八	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇
十五年以上	一、一三二、一六五	二〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇
廿五年以上	一、一七七、七一九	二〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇
廿五年以上	一、一七九、一七九	二〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇
合計	二、七九八、三三三	五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇

米・國（湖上）

六千噸以上
四千噸以上
二千噸以上
一千噸以上
五百噸以上
五百噸未滿
一千噸未滿
二千噸未滿
四千噸未滿
六千噸未滿

五年以內	五、四四三	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇	五
五年以上	四、四三三	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇	五
十年以上	八、九〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇
十五年以上	五、四三三	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇	五
廿五年以上	一〇、一七三	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇
廿五年以上	六、一三九	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇	五
合計	六、四一七	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇	二〇	一〇	五

【海運—船舶】

噸數	帆船		汽船	
	隻數	總噸數	隻數	總噸數
3000噸以上	3	266,997	—	—
1000噸以上	39	490,287	—	—
計	42	757,284	—	—
內				
1000噸以上	4	802	—	—
300噸以上	28	1,144,664	—	—
計	32	2,147,348	—	—
30噸以上	1,183	1,184,681	—	—
100噸	2,676	3,911,133	—	—
300噸	16	5,817	—	—
500噸	3	1,710	—	—
1000噸	—	—	—	—
3000噸	—	—	—	—
計	4,881	6,557,325	—	—
2000石以上	4	1,009,666	—	—
1000石以上	20	6,733	—	—
計	24	3,103	—	—
合計	71	10,033	—	—
十石以上	16,931	1,076,210	—	—
計	16,931	1,076,210	—	—
總計	32,153	6,888,281	—	—

本邦汽船累月現在數

噸數	昭和十四年十二月		昭和十五年三月		昭和十五年六月		昭和十五年九月	
	隻數	總噸數	隻數	總噸數	隻數	總噸數	隻數	總噸數
3000噸以上	3	266,997	—	—	—	—	—	—
1000噸以上	39	490,287	—	—	—	—	—	—
計	42	757,284	—	—	—	—	—	—
內								
1000噸以上	4	802	—	—	—	—	—	—
300噸以上	28	1,144,664	—	—	—	—	—	—
計	32	2,147,348	—	—	—	—	—	—
30噸以上	1,183	1,184,681	—	—	—	—	—	—
100噸	2,676	3,911,133	—	—	—	—	—	—
300噸	16	5,817	—	—	—	—	—	—
500噸	3	1,710	—	—	—	—	—	—
1000噸	—	—	—	—	—	—	—	—
3000噸	—	—	—	—	—	—	—	—
計	4,881	6,557,325	—	—	—	—	—	—
2000石以上	4	1,009,666	—	—	—	—	—	—
1000石以上	20	6,733	—	—	—	—	—	—
計	24	3,103	—	—	—	—	—	—
合計	71	10,033	—	—	—	—	—	—
十石以上	16,931	1,076,210	—	—	—	—	—	—
計	16,931	1,076,210	—	—	—	—	—	—
總計	32,153	6,888,281	—	—	—	—	—	—

【海運—船舶】

本邦汽船積量別船齡表

(昭和十四年末現在内地籍船總噸數)

噸數	未滿	一年以上	二年以上	三年以上	五年以上	合計
二十噸以上	七,七〇〇	二,一八二	一,八二二	一,八二二	一,八二二	五,九七〇
百噸以上	七,九三三	二,五八二	一,八二二	一,八二二	一,八二二	五,九七〇
三百噸以上	一,七〇〇	一,一八二	一,八二二	一,八二二	一,八二二	五,九七〇
五百噸以上	一,七〇〇	一,一八二	一,八二二	一,八二二	一,八二二	五,九七〇
千噸以上	一,七〇〇	一,一八二	一,八二二	一,八二二	一,八二二	五,九七〇
二千噸以上	一,七〇〇	一,一八二	一,八二二	一,八二二	一,八二二	五,九七〇
三千噸以上	一,七〇〇	一,一八二	一,八二二	一,八二二	一,八二二	五,九七〇
四千噸以上	一,七〇〇	一,一八二	一,八二二	一,八二二	一,八二二	五,九七〇
五千噸以上	一,七〇〇	一,一八二	一,八二二	一,八二二	一,八二二	五,九七〇
六千噸以上	一,七〇〇	一,一八二	一,八二二	一,八二二	一,八二二	五,九七〇
七千噸以上	一,七〇〇	一,一八二	一,八二二	一,八二二	一,八二二	五,九七〇
八千噸以上	一,七〇〇	一,一八二	一,八二二	一,八二二	一,八二二	五,九七〇
合計	一〇八,七二六	一〇二,五九〇	五八,三七〇	七八,六一一	六六,四一五	四九九,九七三

航路

主要港哩程表

航路	噸數	航路	噸數
大港 阪	二二六	自神戶	八四二
名古屋 石屋	三六〇	佐世保	三七九
釜石 室川	九三三	元山	一,一〇〇
根木 伏木	八五五	マドラス	一,〇〇〇
船司 門司	七〇〇	德里	一,〇〇〇
伏木 長崎	三三三	アデレード	一,〇〇〇
門司 長崎	三三三	西貢	一,〇〇〇
長崎 浦島	三三三	倫敦	一,〇〇〇
浦島 鹿兒	三三三	バタビヤ	一,〇〇〇
鹿兒 兒	三三三	ニキヤッスル	一,〇〇〇
合計	一〇八,七二六	合計	一〇八,七二六

【海運—航路】

瑞典丁抹東亞汽船	キースト・アジアティツク	船	約二週一回	二	六五、一三五	月一回
ロイド・トノ	貨物船	船	第二航路	一〇	四六、〇三五	月一回
ルエスチノ	貨物船	船	第二航路	一〇	七、四一〇	月一回
ウイルヘルムセン	船	船	第二航路	一〇	七四、一五八	月一回
和蘭東亞	船	船	第二航路	一〇	三、七〇九	月一回
リツチマース・ライン	船	船	第二航路	一〇	九、三九〇	月一回
和蘭東亞	船	船	第二航路	一〇	三八、五六二	月一回
和蘭東亞	船	船	第二航路	一〇	三七、二六	年一回
(二)北米航路						
(イ)北米太平洋岸航路						
加奈陀太平洋汽船	船	船	二週一回	四	八、二六八	二週一回
太平洋郵船	船	船	二週一回	三	一	二週一回
太北汽船	船	船	三ヶ月一回	三	三、八七八	月一回
青島汽船	船	船	四週一回	三	一	月一回
漢米汽船	船	船	毎月一回	三	一	月一回
ローヤル・メイル汽船	船	船	四週一回	三	一	月一回
アメリカン・メイル汽船	船	船	四週一回	三	一	月一回
ステーツ汽船	船	船	毎月一回	三	一	月一回
クラブネズ・ライン	船	船	毎月一回	三	一	月一回
ダラー・ライン	船	船	毎月一回	三	一	月一回
(ロ)北米東岸航路						
バーバー・ライン	船	船	第一航路	六	四一、四四四	月一回

【海運—航路】

アメリカン・パイオニア・ライン	船	船	毎月一回	八	五二、六三〇	毎月一回
ダラー・ライン	船	船	四週一回	八	五〇、三二二	四週一回
メエルスク・ライン	船	船	毎月一回	八	四六、四四二	月一回
(ハ)北米ガルフ線						
レイク・アラザース	線	線	約月一回	八	五七、二七二	月一回
漢米	線	線	約月一回	八	五六、〇五三	月一回
フェルン・ライン	線	線	約月一回	八	二七、四五六	月一回
(三)世界一週航路						
ダラー・ライン	線	線	二週一回	八	八六、一九三	二週一回
青島	線	線	二週一回	八	六、七六四	二週一回
ドツドゥエル・キャツスル・ライン	線	線	毎月一回	八	二九、四四三	毎月一回
プリンス・ライン	線	線	毎月一回	八	六五、五二八	毎月一回
シルバニア・ライン	線	線	毎月一回	八	三、七二八	毎月一回
エライマン・ライン	線	線	毎月一回	八	三〇、三六八	毎月一回
イスミアン・ライン	線	線	毎月一回	八	二八、〇九〇	毎月一回
バンク・ク・ライン	線	線	毎月一回	八	四〇、八六六	毎月一回
東亞商會	線	線	毎月一回	八	一五、六六四	月一回
(四)南米航路						
バンク・ライン(東岸線)	線	線	毎月一回	三	三、二三五	毎月一回
(五)濠洲航路						
東濠汽船	船	船	三週一回	三	一五、六三三	三週一回

【海運—航路】

(六)印度航路					
(イ)甲谷陀航路					
英印汽船	八	七〇、四七	約十二日一回	五六	五、三六〇
印度支那航業		三九、六六	約十二日一回	五六	三、〇〇〇
(ロ)孟買航路					
P・O汽船				四	二〇、七〇〇
(七)阿弗利加航路					
パンク・ライオン				三	三、五〇七
(八)南洋航路					
爪支日線	不詳	不詳	約每月二回	六	四、七〇〇
					二週一回
					每月一回
					每月一回
					月一回

戰前航路別國別配船 (本邦關係定期船隻數) (不定ノモノヲ除ク)

△歐洲航路		△北米太平洋航路		△北米大西洋航路	
國名	大正三年七月	昭和十二年三月	國名	大正三年七月	昭和十二年三月
船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數
日本	一四	一〇	日本	一四	一〇
英國	六	三	英國	六	三
佛國	一	一	佛國	一	一
獨逸	一	一	獨逸	一	一
伊國	一	一	伊國	一	一
瑞典	一	一	瑞典	一	一
丁蘭	一	一	丁蘭	一	一
和蘭	一	一	和蘭	一	一
諾威	一	一	諾威	一	一
合計	二八	二〇	合計	二八	二〇
	三三、〇〇〇	一〇、〇〇〇		三三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	七〇、七〇〇	一〇、〇〇〇		七〇、七〇〇	一〇、〇〇〇
日本	一七	一〇	日本	一七	一〇
英國	一〇	六	英國	一〇	六
佛國	一	一	佛國	一	一
獨逸	一	一	獨逸	一	一
伊國	一	一	伊國	一	一
瑞典	一	一	瑞典	一	一
丁蘭	一	一	丁蘭	一	一
和蘭	一	一	和蘭	一	一
諾威	一	一	諾威	一	一
合計	二八	二〇	合計	二八	二〇
	三三、〇〇〇	一〇、〇〇〇		三三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	七〇、七〇〇	一〇、〇〇〇		七〇、七〇〇	一〇、〇〇〇
日本	一七	一〇	日本	一七	一〇
英國	一〇	六	英國	一〇	六
佛國	一	一	佛國	一	一
獨逸	一	一	獨逸	一	一
伊國	一	一	伊國	一	一
瑞典	一	一	瑞典	一	一
丁蘭	一	一	丁蘭	一	一
和蘭	一	一	和蘭	一	一
諾威	一	一	諾威	一	一
合計	二八	二〇	合計	二八	二〇
	三三、〇〇〇	一〇、〇〇〇		三三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	七〇、七〇〇	一〇、〇〇〇		七〇、七〇〇	一〇、〇〇〇

本邦繫船狀況調

昭和七年一月	同八年一月	同九年一月	同十年一月	同十一年一月	同十二年一月	同十三年一月	同十四年一月	同十五年一月	同十六年一月	同十六年七月
汽船 總噸數 三、七〇七	汽船 總噸數 三、六〇〇	汽船 總噸數 三、五〇〇	汽船 總噸數 三、四〇〇	汽船 總噸數 三、三〇〇	汽船 總噸數 三、二〇〇	汽船 總噸數 三、一〇〇	汽船 總噸數 三、〇〇〇	汽船 總噸數 二、九〇〇	汽船 總噸數 二、八〇〇	汽船 總噸數 二、七〇〇
帆船 總噸數 三、七〇七	帆船 總噸數 三、六〇〇	帆船 總噸數 三、五〇〇	帆船 總噸數 三、四〇〇	帆船 總噸數 三、三〇〇	帆船 總噸數 三、二〇〇	帆船 總噸數 三、一〇〇	帆船 總噸數 三、〇〇〇	帆船 總噸數 二、九〇〇	帆船 總噸數 二、八〇〇	帆船 總噸數 二、七〇〇
合計 總噸數 七、四一四	合計 總噸數 七、二〇〇	合計 總噸數 七、〇〇〇	合計 總噸數 六、八〇〇	合計 總噸數 六、六〇〇	合計 總噸數 六、四〇〇	合計 總噸數 六、二〇〇	合計 總噸數 六、〇〇〇	合計 總噸數 五、八〇〇	合計 總噸數 五、六〇〇	合計 總噸數 五、四〇〇

同十六年八月	同十六年九月	同十六年十月	同十六年十一月	同十六年十二月	同十七年一月	同十七年二月	同十七年三月	同十七年四月	同十七年五月	同十七年六月
汽船 總噸數 五、一三〇	汽船 總噸數 五、〇〇〇	汽船 總噸數 四、九〇〇	汽船 總噸數 四、八〇〇	汽船 總噸數 四、七〇〇	汽船 總噸數 四、六〇〇	汽船 總噸數 四、五〇〇	汽船 總噸數 四、四〇〇	汽船 總噸數 四、三〇〇	汽船 總噸數 四、二〇〇	汽船 總噸數 四、一〇〇
帆船 總噸數 五、一三〇	帆船 總噸數 五、〇〇〇	帆船 總噸數 四、九〇〇	帆船 總噸數 四、八〇〇	帆船 總噸數 四、七〇〇	帆船 總噸數 四、六〇〇	帆船 總噸數 四、五〇〇	帆船 總噸數 四、四〇〇	帆船 總噸數 四、三〇〇	帆船 總噸數 四、二〇〇	帆船 總噸數 四、一〇〇
合計 總噸數 一〇、二六〇	合計 總噸數 一〇、〇〇〇	合計 總噸數 九、八〇〇	合計 總噸數 九、六〇〇	合計 總噸數 九、四〇〇	合計 總噸數 九、二〇〇	合計 總噸數 九、〇〇〇	合計 總噸數 八、八〇〇	合計 總噸數 八、六〇〇	合計 總噸數 八、四〇〇	合計 總噸數 八、二〇〇

世界繫船大勢 (單位千噸)

調查年月日	世界繫船 噸數	世界船船 噸數	繫船率
一九二七年一月	四、〇九四	四、一四九	約七分
一九二八年一月	四、〇〇七	四、〇〇〇	約七分四厘
一九二九年一月	三、九六八	三、八八四	約五分一厘
一九三〇年一月	三、三二八	三、〇〇〇	約八分
一九三一年一月	八、六六五	九、六三三	約一割四分
一九三二年一月	一一、三九二	一四、一六六	約二割二分
一九三三年一月	一一、七〇〇	一四、七〇〇	約二割七分
一九三四年一月	一一、四七三	一四、七〇〇	約一割一分
一九三五年一月	七、三六六	七、二六六	一割強
一九三六年一月	四、七〇三	四、〇〇〇	七分強
一九三七年一月	三、〇三三	三、一六六	三分二厘強
一九三八年一月	一、七七一	二、五六〇	四分
一九三九年一月	三、一六六	三、八七七	四分八厘
一九四〇年一月	三、一六六	三、八七七	四分八厘

世界繫船狀況調 (單位千噸)

國名	一九三三年一月	一九三四年一月	一九三五年一月	一九三六年一月	一九三七年一月	一九三八年一月	一九三九年一月	一九三九年七月
北米合衆國	三、八三三	二、八一九	二、九〇四	一、八七三	一、二二四	一、二二四	一、二二四	一、六六六
英太	三、〇九六	一、〇五五	一、三六七	一、〇五五	一、〇五五	一、〇五五	一、〇五五	一、〇五五
伊太	七二二	四〇一	二九七	二九七	二九七	二九七	二九七	二九七
佛蘭西	一、〇六八	八三二	四九一	四九一	四九一	四九一	四九一	四九一

【海運—運費】

一九三一年	七〇・九	六三・三	七一・八	七〇・五
一九三二年	六八・五	六〇・四	六八・四	六七・三
一九三三年	六九・一	六〇・三	六九・三	六八・一
一九三四年	六九・三	五九・九	六六・三	六四・七
一九三五年	七〇・五	六〇・七	六六・六	六六・三
一九三六年	八〇・一	七四・四	七五・一	七六・七
一九三七年	一一・二	一〇・九	一〇・七	一〇・七
一九三八年	八四・八	六九・〇	九四・二	九六・二
一九三九年	一三三・五	一三三・三	一〇二・五	一〇〇・一

世界標準運費 (平均)

近海方面

若松 香港 (石炭運費、單位圓)

昭和十三年	六、〇〇	六、〇〇	五、八〇	五、八〇	六、〇〇	六、〇〇	五、六〇	五、八〇	六、〇〇	六、〇〇
同	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
同	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	七、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
同	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇
昭和十三年	六、〇〇	五、五〇	五、五〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇

若松 東京 濱 (石炭運費、單位圓)

同	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇
同	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇
同	五、三〇	五、一〇	五、三〇	五、三〇	五、三〇	五、三〇	五、三〇	五、三〇	五、三〇	五、三〇
同	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇
同	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇

樺太 内地 (丸材建、單位圓)

同	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇
同	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇
同	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
同	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
同	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇

大連 横濱 (豆粕運費、單位圓)

同	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇
同	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇	四、八〇
同	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇	四、六〇
同	四、四〇	四、四〇	四、四〇	四、四〇	四、四〇	四、四〇	四、四〇	四、四〇	四、四〇	四、四〇
同	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇

【海運—運費】

大浦半四名清川川川川鶴芝橫	揚		積		積		積		積		積		積		積		積			
	阪	郡	田	市	屋	水	崎(舊鐵道)	崎(舊東電)	崎(鋼管埠頭又八日濱埠頭)	崎(三井埠頭)	見(舊日電)	浦	濱	浦	濱	濱	濱	濱	濱	
二,000	一,100	一,500	一,500	二,000	一,200	一,500	一,500	二,000	二,000	一,500	二,000	二,000	二,000	二,000	二,000	二,000	二,000	二,000	二,000	二,000
六,500	六,500	六,300	六,300	六,300	六,100	六,400	六,300	五,900	五,500	六,200	五,500	五,500	五,500	四,800	四,400	四,400	四,400	四,400	四,400	四,400
五,400	五,400	五,200	五,200	五,200	五,000	五,300	五,300	四,800	四,400	五,100	四,600	四,600	四,600	四,600	四,600	四,600	四,600	四,600	四,600	四,600
六,600	六,600	六,400	六,400	六,400	六,200	六,500	六,400	六,000	五,600	六,300	五,800	五,800	五,800	五,800	五,800	五,800	五,800	五,800	五,800	五,800
七,000	七,000	六,800	六,800	六,800	六,600	六,900	六,800	六,400	六,000	六,700	六,200	六,200	六,200	六,200	六,200	六,200	六,200	六,200	六,200	六,200
七,400	七,200	七,200	七,200	七,200	七,000	七,300	七,200	六,800	六,400	七,100	六,600	六,600	六,600	六,600	六,600	六,600	六,600	六,600	六,600	六,600
八,300	八,100	八,100	八,100	八,100	七,900	八,200	八,100	七,700	七,300	八,000	七,500	七,500	七,500	七,500	七,500	七,500	七,500	七,500	七,500	七,500

羅清雄城興元海多兼鎮木釜仁群字字八	津津基津南山州島浦浦山川山野部幡	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,500	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000
五,800	五,800	五,800	五,800	五,800	五,800	五,800	六,000	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800
六,100	六,100	六,100	六,100	六,100	六,100	六,100	六,300	七,100	七,100	七,100	七,100	七,100	七,100	七,100	七,100	七,100	七,100	七,100	七,100	七,100
七,300	七,300	七,300	七,300	七,300	七,300	七,300	七,500	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300
七,300	七,300	七,300	七,300	七,300	七,300	七,300	七,500	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300	八,300
六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	七,000	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800
六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	七,000	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800
六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	七,000	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800
六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	六,800	七,000	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800	七,800

【海運】運賃

臺灣米運賃

積地	揚地	單位	標準率
高雄	京濱	一擔	六錢
同	阪神	一擔	七錢
同	神濱	一擔	七錢
同	京濱	一擔	七錢
同	阪神	一擔	七錢
同	神濱	一擔	七錢
同	京濱	一擔	七錢
同	阪神	一擔	七錢
同	神濱	一擔	七錢

臺灣砂糖運賃

積地	揚地	單位	標準率
高雄	京濱	一擔	七錢
同	阪神	一擔	七錢

製品肥料運賃

積地	揚地	單位	臨時船積標準率	定期船積標準率
京濱	名高	十貫入	二四〇	二二〇
阪神	門同	一噸	二七〇	二五〇
新居濱	同	一噸	二五〇	二三〇

與南同朝鮮行

積地	揚地	單位	標準率
神濱	門同	一擔	三三〇
同	群山、仁川	一擔	三三〇
同	鎮南浦	一擔	三三〇
同	鎮南浦	一擔	三三〇
同	鎮南浦	一擔	三三〇
同	鎮南浦	一擔	三三〇
同	鎮南浦	一擔	三三〇
同	鎮南浦	一擔	三三〇
同	鎮南浦	一擔	三三〇

一、臨時船積運賃ハ兩船内人夫貨船主無關係
 二、七貫五百匁 標準率ノ八掛
 十五貫 標準率ノ五割増

大連、營口揚雜貨運賃

(イ) 一般運賃

品名	單位	標準率
一、雜貨一等品 (價格一噸八〇〇圓以上)	一噸	一〇〇才又ハ
二、同 二等品 (價格一噸四〇〇圓以上)	一噸	九〇才
三、最低運賃	一口	二五〇
四、貴重品率 (備考欄記載ノ貴重品ニ適用ス)	一口	二〇〇
五、高價割増 (本表ニ明示ノ貨物ニシテ價格一噸一、二〇〇圓ヲ超過スルモノハソノ超過額ニ對シ)	一口	一六〇

(ロ) 麻、綿、人絹織物及製品

品名	單位	標準率
六、絹及人絹糸布、同製品類、絹織物、毛織物、ステープル	四〇才	九・〇〇
七、毛糸、毛布、羊毛	一擔	八・〇〇
八、綿布、綿織物、綿製品	一擔	八・〇〇
九、綿糸、メリヤス、綿毛布	一擔	七・〇〇
一〇、棉花、麻、ステープルファイバーク	一擔	七・〇〇

【海運】運賃

品名	單位	標準率
一、落綿、打綿、ジュート、安物	一噸	七〇〇
二、麻袋、麻袋、麻袋生地	一噸	七〇〇
三、マニラロープ	一噸	八二〇
四、麻袋、木綿空袋	一噸	六五〇
五、麻織物	一噸	九四〇
六、襪及(消毒證明書ヲ) 古衣	一噸	六五〇

(ハ) 食料品、酒、砂糖、穀類

品名	單位	標準率
一七、鮮魚、貝柱、海參、乾鮑	一噸	一〇〇〇
一八、乾魚	一噸	九〇〇
一九、寒天、函入昆布、鮑魚、鰻魚、棒鱈、開鱈、明太子、干鰯	一噸	八〇〇
二〇、蕪子(雜魚)	一噸	八六〇
廿一、長昆布及駄昆布(函入ヲ除ク)	一噸	七四〇
廿二、干切	一噸	七〇〇
廿三、生果、野菜、蜜柑類	一噸	八〇〇
廿四、馬鈴薯、山芋、玉葱	一噸	七四〇
廿五、酢、味噌、醬油、ソース	一噸	七四〇
廿六、清酒、燒酎、味淋、葡萄酒、麥酒	一噸	九四〇

【海運—運賃】

廿七、清涼飲料水	タ	九・〇〇
廿八、罐詰、佃煮、コンデンス	タ	八・二〇
廿九、鶏 卵	タ	九・四〇
三〇、水飴、菓子類(價格一噸四百圓未滿ノモノ)	四〇才又ハ	八・二〇
石油罐入牛乳	一、〇〇〇斤	八・二〇
卅一、酒 粕	タ	七・〇〇
卅二、菊 糖	四〇才	七・二〇
卅三、麵 類	タ	七・〇〇
卅四、茶(價格一噸四百圓未滿ノモノ)	タ	七・〇〇
卅五、コーヒ豆	四〇才又ハ	九・〇〇
卅六、氷糖、角糖	一、〇〇〇斤	九・〇〇
卅七、精糖、原料糖	タ	七・八〇
卅八、小麥粉(一袋風袋込ミ、五〇封度)	一、五〇〇斤	七・〇〇
卅九、米、麥、雜穀、澱粉、麥芽	四〇袋	六・八〇
四〇、染料(價格一噸八〇〇圓未滿)	四〇才又ハ	七・〇〇
	一、〇〇〇斤	九・四〇

(二) 藥 品 類

四一、	明礬、亞砒酸、晒粉、バリウム、硼酸、鹽化アンモニウム、黒鉛、滿倫、石炭、青銅、黒鉛、ナフタリン、マダネ、シウム、ナフタリン、曹達、硫化曹達(七硝)、糊精、糖化、亞鉛、硫酸、苦汁、硫酸、次鉛、硫酸、苦汁、硫酸、松脂、膠、アゾウル、カラメル、苛性曹達、加里曹達、ル、曹達、硫酸、華、酸化、硫酸、曹達、華、酸化、料、農業用藥品、醋酸	四〇才	九・四〇
四二、	洗粉、化粧石鹼、其他化粧品(わかもと、エビオス其他)	四〇才	九・四〇
四三、藥材(乾燥セル草根、除蟲菊)	タ	七・〇〇	
四四、蠟取紙、蠟取粉、蚊取線香	タ	八・〇〇	
四五、洗濯石鹼(價格一噸四百圓未滿ノモノ)	タ	七・〇〇	
(ホ) 油 及 塗料類			
四六、機械油、塗料油、魚油、硬	四〇才	七・二〇	
四七、食 料 油	四〇才又ハ	九・四〇	
四八、塗料、ペイント、光明丹	一、〇〇〇斤	八・四〇	

【海運—運賃】

四九、輕油、石油	四〇才	九・〇〇
五〇、コールタール、アスファルト	四〇才又ハ	七・〇〇
ピツチ	一、〇〇〇斤	七・〇〇
(ク) 紙 及 紙製品		
五一、和紙、襖紙、壁紙(寢包ニ限	四〇才又ハ	七・二〇
ル)フアイバー製品(書面函	一、〇〇〇斤	七・二〇
衣裳函等)		
五二、洋紙、巻取紙、函入和紙	タ	一〇・〇〇
函入壁紙	タ	一〇・〇〇
五三、塵 紙(寢包ニ限ル)	タ	七・〇〇
五四、古新聞紙	四〇才	六・八〇
ボスター、カレンダ、レ		
ッテル其他印刷物、インキ		
寫真紙、學用ノート、帳		
簿類、卷紙、封筒、便箋、帳		
筆、鉛筆、狀子紙、紙夾其他		
文具類、障子紙、文化折		
紙製品		
其他價格一噸四百圓以下ノ		
紙製品		
五六、セメントノ空袋、川表紙、海紙	四〇才	六・〇〇
五七、和傘、油紙布	タ	九・四〇
(ト) ゴム 及 皮革製品		
五八、ゴムタイヤ及チニユー	四〇才	八・六〇
ゴム製品、生ゴム		
五九、靴、地下足袋、ゴムマリ	タ	七・八〇

六〇、皮革製品及振革製品	タ	一〇・〇〇
(チ) 金屬 及 金屬製品		
六一、鐵素材、鐵鋸、ワツシヤ	四〇才又ハ	七・〇〇
層、メタルナツト、古鐵、鐵	一、〇〇〇斤	七・〇〇
屬品、鉄鐵、チニユー、層		
六二、		
レール、亞鉛引板、鋼管、ガ	四〇才又ハ	八・四〇
ス管、ガイダー、コンヂユツ	一、〇〇〇斤	八・四〇
トパイプ、繼手、鉛板、鉛管、		
亞鉛板、亞鉛管、プリキ板		
六三、		
鋼材、窓枠、アラツクシ	タ	八・〇〇
トバイル、鐵管、釘、シ		
六四、鐵 鎖	一、〇〇〇斤	八・二〇
六五、銅、眞鍮及同製品	四〇才又ハ	八・八〇
一、〇〇〇斤		
六六、鉛、亞鉛塊、蒸溜亞鉛、電氣亞鉛	タ	八・二〇
六七、		
物製暖房器、輕便消火器、鑄		
釜、鐵金網、ボイラー、鍋		
ノ嘴其他價格一噸四百圓未滿		
鐵及鑄物製品	タ	七・八〇
六八、バケツ、スコップ、シヨベル	タ	七・〇〇
六九、		
イトチモノ製品、アルマ	タ	八・八〇
イト製品、アルミ塊及同製品		

【海運—運賃】

七〇、	電氣銅、錫、アンチモン、 電氣竿銅、銅荒引線	◇	10.00
七一、	電線、銅線、ケーブル、ワ イヤロープ	◇	9.00
(リ) 機 械 類			
七二、	電氣機械及器具、電燈用品 乾電池	◇	9.00
七三、	醫療機械及器具、計器類	◇	10.00
七四、	度量衡、機械及部分品 (價格一噸八百圓以上ノモノ)	◇	9.00
七五、	粗製機械(價格一噸八百圓 及部分品(未滿ノモノ))	◇	8.00
七六、	時計、著音器、ラジオ及其部 分品	◇	8.00
七七、	農具、稻扱機、製繩機	◇	7.00
(又) 自動車及自轉車類			
七八、	自動車及其部分品、自動自 轉車、自動三輪車及其部分 品(リヤカー自轉車及部分品)	◇	8.00
七九、	リム、フレイム	◇	8.00
(ル) 石、土、灰、陶器類			
八〇、	石材、煉瓦、砥石、スレ ト、石粉、粘土、金剛燧突 石綿燧突、金剛砂、火山灰 曹達灰、土管、エタニツト パイプ、ヒューム管、砥粉 木炭、珪藻土、保温材、豆 炭、セメント、磚子、磚管 坭塼、吹礦石及石炭、便利瓦	◇	7.00
八一、	石綿パッキング、石綿灰、石綿 陶磁器及(價格一噸四百圓 未滿ノモノ)	◇	9.00
八二、	陶磁器及(價格一噸四百圓 未滿ノモノ)	◇	7.00
(ヲ) 家具 荒物類			
八三、	家具及(價格一噸八百圓 未滿ノモノ)	◇	9.00
八四、	東子、其他臺所用用品及安 物家具、荒物類、安物玩具類 (價格一噸四百圓未滿ノモノ)	◇	7.00
(ワ) 木 材 及 竹			
八五、	製材、ベニヤ板、チーク材、庄板	◇	10.00
八六、	箱材、椽材、竹、竹皮、燐 寸軸木、テツクス類、燐寸 木地、コルク材、バルブ腕木	◇	7.00
(カ) 其 他			
八七、	漁網船具	◇	9.00
八八、	安全マツチ	◇	9.00

【海運—運賃】

八九、	葉煙草	◇	7.80
九〇、	製品煙草、卷煙草(紙、葉卷)	◇	8.00
九一、	屑煙草	◇	7.00
九二、	花筵、柳行李、疊表、疊床 (繩、吠、筵、粗)	◇	7.00
九三、	硝子器(價格一噸四百圓未滿ノモノ)板硝子	◇	7.80
九四、	電 球	◇	7.00
九五、	夏帽子(麥稈製、經木製)	◇	7.00
九六、	空樽、空瓶、空罐、 空ドラム、空函	◇	6.50
九七、	化學肥料及人造肥料 (硝石ヲ含ム)	◇	7.00
備 考			
一、	一才ハ曲尺一立方尺、一斤ハ一六〇匁、一疋ハ二 六〇匁、容積一噸ハ四〇才、重量一噸ハ一、五〇〇 斤ノコト		
二、	運賃ハ容積、重量又ハ價格ニ據リ算出シ其ノ何レ ニ據ルカハ船主任意ノコト		
三、	重量一噸半以上又ハ容積二噸以上ノ荷物若クハ三 〇尺以上ノ長尺物ニ付テハ本表運賃率ニ別表増割噸		

數ヲ乗ジタル金額ヲ以テ當該貨物ノ標準運賃額トス
四、前項規定ニ不拘荷役及積付特ニ困難ナル場合又ハ
危險品運賃ハ別ニ協定ノコト
五、京濱、清水、名古屋積運賃ハ阪神、門司積ニ對シ
一圓也増ノコト(最低運賃ニ適用セズ)但シ貴重品
率ハ一〇錢也増、高價割増ハ二〇錢也増トス
六、營口揚運賃ハ大連揚ニ對シ一圓六〇錢也増割ノコ
ト、但シ貴重品率ハ一〇錢也増、高價割増ハ二〇錢
也増トス
七、本表運賃ハ積揚兩地船内人夫賃ヲ含ム
八、特殊貨物ニ對スル船内人夫賃ハ荷主負擔ノコト
九、貴重品ノ品目
(イ) 金貨、銀貨、紙幣、銀行券、軍用手票、收入
印紙、郵便切手及公債證書、株券、債券、商品
券其ノ他ノ有價證券
(ロ) 金、銀、白金其ノ他ノ貴金屬、イリジウム、
タンゲステン其ノ他ノ稀金屬及之等ノ製品
(ハ) 琥珀、眞珠、金剛石、紅玉、綠柱石其ノ他ノ
寶玉石類及之等ノ製品
(ニ) 象牙、龍甲、珊瑚及之等ノ製品

【海運—運賃】

南浦	七、五〇	七、六〇	七、九〇
多島	七、五〇	八、二〇	八、五〇
元山	七、五〇	六、五〇	七、〇〇
興南	七、五〇	六、五〇	七、〇〇
城津	七、五〇	七、〇〇	七、五〇
羅津	七、五〇	七、五〇	八、〇〇
雄基	七、五〇	七、五〇	八、〇〇

- 一、先船の有無に不拘積揚地共畫間各一日荷役たる事先船又は突合船或は荷主の都合により滞船したる場合には滞船料は荷主負擔なること
- 二、積揚地船内人夫賃は船主無關係のこと
- 三、従來の慣習如何に不拘押噸押石を一切認めざる事
- 四、滿船のみに限り適用のこと
- 五、小口物に對しては各種目別に依り適當の割増をなすことを得(但し近海汽船統制委員會の審査を要す)
- 六、小型船を以て大型船の標準運賃を發表せる航路に就航したる場合に二割以内の割増をなすことを得
- 七、重量七五〇噸以下は二割以内の割増をなす事を得
- 八、博多内港、姪港、新居濱、飾磨、片上其他の淺吃水港に於て特に鮮貨を節約し得る場合は近海汽船統

七、九〇	八、四〇	八、六〇	八、八〇
八、五〇	九、〇〇	九、二〇	九、四〇
七、〇〇	七、七〇	七、九〇	八、一〇
七、〇〇	七、七〇	七、九〇	八、一〇
七、五〇	八、二〇	八、四〇	八、六〇
八、〇〇	八、七〇	八、九〇	九、一〇
八、〇〇	八、七〇	八、九〇	九、一〇

- 九、荷主の都合に依り積地二港以上なる場合は一港増す毎に積高全數量に對し最高運賃の二十錢の割増をなすことを得
- 十、冬期割増は左記區域を航海する場合に限り二割以内の割増をなすことを得
北海道、樺太沿岸、日本海沿岸、太平洋東京以北、鎮南浦以北(但し冬期とは十一月一日より三月末日迄とす)
- 十一、滞船料は左の通りとす
(一日に付重量毎噸)
重量噸 三、〇〇〇噸未満 一、五〇〇噸以上 六〇錢

積地	門司	宇部	津久見	佐伯	高知	大阪
揚地	四	四	四	四	四	四
阪神	三、八〇	三、八〇	三、九〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇
伊勢灣	六、〇〇	六、〇〇	六、一〇	六、二〇	六、三〇	六、四〇
京濱	六、六〇	六、六〇	六、七〇	六、八〇	六、九〇	七、〇〇
舞鶴	五、〇〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	五、四〇	五、五〇
敦賀	五、二〇	五、三〇	五、四〇	五、五〇	五、六〇	五、七〇
伏木	六、〇〇	六、一〇	六、二〇	六、三〇	六、四〇	六、五〇
釜山	—	—	—	—	—	—
仁川	七、三〇	七、四〇	七、五〇	七、六〇	七、七〇	七、八〇
鎮南浦	八、一〇	八、二〇	八、三〇	八、四〇	八、五〇	八、六〇
興南	七、三〇	七、四〇	七、五〇	七、六〇	七、七〇	七、八〇
城津	七、七〇	七、八〇	七、九〇	八、〇〇	八、一〇	八、二〇
清津	八、三〇	八、四〇	八、五〇	八、六〇	八、七〇	八、八〇

セメント運賃率

【海運—運賃】

積地	門司	宇部	津久見	佐伯	高知	大阪
揚地	四	四	四	四	四	四
阪神	三、八〇	三、八〇	三、九〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇
伊勢灣	六、〇〇	六、〇〇	六、一〇	六、二〇	六、三〇	六、四〇
京濱	六、六〇	六、六〇	六、七〇	六、八〇	六、九〇	七、〇〇
舞鶴	五、〇〇	五、一〇	五、二〇	五、三〇	五、四〇	五、五〇
敦賀	五、二〇	五、三〇	五、四〇	五、五〇	五、六〇	五、七〇
伏木	六、〇〇	六、一〇	六、二〇	六、三〇	六、四〇	六、五〇
釜山	—	—	—	—	—	—
仁川	七、三〇	七、四〇	七、五〇	七、六〇	七、七〇	七、八〇
鎮南浦	八、一〇	八、二〇	八、三〇	八、四〇	八、五〇	八、六〇
興南	七、三〇	七、四〇	七、五〇	七、六〇	七、七〇	七、八〇
城津	七、七〇	七、八〇	七、九〇	八、〇〇	八、一〇	八、二〇
清津	八、三〇	八、四〇	八、五〇	八、六〇	八、七〇	八、八〇

肥料運賃率(但し二十七噸一噸)

積地	阪神	新居濱	三池又	宇部	興南
揚地	四	四	四	四	四
阪神	—	—	—	—	—
京濱	〇・三三	〇・三三	〇・三三	〇・三三	〇・三三
浦項	—	—	—	—	—
釜山	—	—	—	—	—
馬山	—	—	—	—	—
麗水	—	—	—	—	—
肥	—	—	—	—	—
揚地	阪神	名古屋	芝浦	釜山	仁川
積地	四	四	四	四	四
西九州	五、五〇	七、〇〇	八、〇〇	六、〇〇	六、五〇
興南	—	—	—	—	—

本表運賃標準率ハ左記ヲ條件トス
一、先船ノ有無ニ不拘積地共畫間各一日荷役タルコト
先船又ハ突合船或ハ荷主ノ都合ニ依リ滞船シタル
場合ニハ滞船料ハ荷主負擔タルコト

【海運—備船】

十二年	四、八〇〇	五、五〇〇	六、五〇〇	七、五〇〇	七、八〇〇	七、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	九、五〇〇	一〇、五〇〇
十三年	一〇、五〇〇	九、〇〇〇	九、五〇〇	九、五〇〇	九、五〇〇	九、五〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
十四年	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
十五年	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
十六年	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
十七年	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇

昭和十六、十七年備船料統計

千噸型	最高		最低		千噸型	最高		最低	
	標準	最低	標準	最低		標準	最低	標準	最低
二三千噸型	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	七月	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
四五千噸型	六、七五〇	六、七五〇	六、七五〇	六、七五〇	八月	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
六千噸型	五、八五〇	五、八五〇	五、八五〇	五、八五〇	九月	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
八千噸型	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇	十月	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
					十一月	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
					十二月	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
					一月	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
					二月	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
					三月	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
					四月	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
					五月	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
					六月	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇

標準備船料 (普通レシプロ船)

船型 (重量噸)	標準率 (二曆月ニ付)	補償割増率 (二曆月ニ付)
一〇、〇〇〇噸以上	五、〇〇〇	〇、二五〇
八、〇〇〇噸以上	五、四〇〇	〇、三〇〇
七、〇〇〇噸以上	五、八五〇	〇、三五〇
六、〇〇〇噸以上	六、三〇〇	〇、四〇〇
五、〇〇〇噸以上	六、七五〇	〇、四五〇
四、〇〇〇噸以上	七、二〇〇	〇、五〇〇
三、〇〇〇噸以上	七、六五〇	〇、五五〇
二、〇〇〇噸以上	八、一〇〇	〇、六〇〇
一、〇〇〇噸以上	八、五五〇	〇、六五〇
一、〇〇〇噸以上	九、〇〇〇	〇、七〇〇
一、〇〇〇噸以上	九、四五〇	〇、七五〇
一、〇〇〇噸以上	九、九〇〇	〇、八〇〇
一、〇〇〇噸以上	一〇、三五〇	〇、八五〇
一、〇〇〇噸以上	一〇、八〇〇	〇、九〇〇
一、〇〇〇噸以上	一一、一五〇	〇、九五〇
一、〇〇〇噸以上	一一、五〇〇	一、〇〇〇

【海運—備船】

但シ上記標準率ヲ適用シタル結果一船舶ノ一曆月間ニ

於ケル備船料總額ガ該船舶ヨリ重量噸數下位ナル船舶ノ備船料總額ニ比シ少額ナルトキハ下位船舶ノ内最モ多額ナル備船料總額ヲ以テ該船舶ノ備船料總額ト爲スコトヲ得

尙特殊ノ目的ニ使用セラル、船舶又ハ特殊ノ性能ヲ有スルモノニ對シテハ別ニ之ヲ審査スルモノトス (例ハバ海難、救助船、油槽船、旅客船、冷凍船、カムチャツカ及北千島方面使用船舶等)

(一) 新造船ニ對スル割増
新造船ニシテ船齡三年以内ノモノハ標準率ノ三割、船齡五年以内ノモノハ標準率ノ二割ヲ超エザル範圍ニ於テ割増ヲ爲スコトヲ得

(二) デイゼル船ニ對スル割増
デイゼル船ニシテ船齡五年以上ノモノハ標準率ノ五分ヲ超エザル範圍ニ於テ割増ヲ爲スコトヲ得

(三) 高速力船ニ對スル割増
普通航海速力一四浬以上ノ船舶ニ對シテハ標準率ノ三割ヲ超エザル範圍ニ於テ割増ヲ爲スコトヲ得

(四) 割増重複ノ取扱
前記三項 (一)、二、三、四)ノ割増ハ併用セザルモノトス

【海運—備船】

(六) 航路區域ニ對スル割増
 航路區域ニ依リ下記増割ヲ爲スコトヲ得
 (イ) 近海第二區及第三區 每一箇月重量噸 金一五錢也
 (ロ) 第一種遠洋(印度、濠洲及北米太平洋岸) 同 上 金二五錢也
 (ハ) 第二種遠洋(第一種遠洋以外ノ遠洋) 同 上 金二五錢也

小型船備船料標準率

逕信省告示第四百八十二號同第四百八十三號ニヨリ價額等統制令第三條第一項同第二項ニ依リ海上運賃及備船料ノ指定期日ニ代ルベキ額ハ左記ノ通り認定サレタ

船型 (重量噸)	レシ	セミ	デ	イ	ゼ	ル
一、五〇噸以上	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇
一、〇〇〇噸以上一、五〇〇噸未満	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇
七五〇噸以上一、〇〇〇噸未満	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇
五〇〇噸以上七五〇噸未満	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
三〇〇噸以上五〇〇噸未満	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇	一六〇〇

但シ上記標準率ヲ適用シタル結果一船舶ノ一曆月間ニ於ケル備船料總額方該船舶ヨリ重量噸數下位ナル同種

類ノ船舶ノ備船料總額ニ比シ少額ナルトキハ下位船舶ノ内最モ多額ナル備船料總額ヲ以テ該船舶ノ備船料總額トナスコトヲ得
 尙海難救助船、冷凍船、旅客船、漁獲物運搬船其他特殊ノ目的ニ使用セラル、船舶又ハ特殊ノ性能ヲ有スルモノニ對シテハ別ニ之ヲ協定ス
 一、新造船ニ對スル割増
 新造船ニシテ船舶三年以内ノモノハ標準率ノ三割、船舶五年以内ノモノハ標準率ノ二割ヲ超エザル範圍ニ於テ割増ヲ爲スコトヲ得但シセミデイゼル及デイゼル船ハ前項レシプロ船ノ各最高割増料率ヲ超ユルコトヲ得ズ
 二、重油油槽船ハ本表ノ三割増、揮發油油槽船ハ四割増トス

船 價

本邦船價表 (汽船重量一噸取引值單位圓)

年	次	大型船(七千噸以上)			中型船(四千噸以上)			小型船千噸(以上)		
		新造船	中古船	古船	新造船	中古船	古船	新造船	中古船	古船
昭和八年	最高	一五〇〇	一三〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
	最低	一〇〇〇	八〇〇	六〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇	三〇〇	三〇〇
九年	最高	一六〇〇	一四〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
	最低	一一〇〇	九〇〇	七〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇
十年	最高	一七〇〇	一五〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇
	最低	一二〇〇	一〇〇〇	八〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	六〇〇	五〇〇	五〇〇
十一年	最高	一八〇〇	一六〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇
	最低	一三〇〇	一一〇〇	九〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	七〇〇	六〇〇	六〇〇
十二年	最高	一九〇〇	一七〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇
	最低	一四〇〇	一二〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
十三年	最高	二〇〇〇	一八〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇
	最低	一五〇〇	一三〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
十四年	最高	二一〇〇	一九〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
	最低	一六〇〇	一四〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇

備考 最近新古船を問はず實質本位の値段に戻りたる爲め殆んど標準値の適確を期し難し

【海運—船價】

【海運—船價】

本邦新造貨物船平均價格(レシプロ)

昭和五年	三月	大型	二〇〇圓	六月	大型	二〇〇圓
昭和六年	三月	大型	二〇〇圓	六月	大型	二〇〇圓
昭和七年	三月	大型	二〇〇圓	六月	大型	二〇〇圓
昭和八年	三月	大型	二〇〇圓	六月	大型	二〇〇圓
昭和九年	三月	大型	二〇〇圓	六月	大型	二〇〇圓
昭和十年	三月	大型	二〇〇圓	六月	大型	二〇〇圓
昭和十一年	三月	大型	二〇〇圓	六月	大型	二〇〇圓
昭和十二年	三月	大型	二〇〇圓	六月	大型	二〇〇圓
昭和十三年	三月	大型	二〇〇圓	六月	大型	二〇〇圓
昭和十四年	三月	大型	二〇〇圓	六月	大型	二〇〇圓
昭和十五年	四月	大型	二〇〇圓	六月	大型	二〇〇圓

海員

海員現在數

昭和	年	末	船員手帳受有者		海技免狀受有者	
			内國人	外國人	内國人	外國人
昭和	五年	末	一六、八一〇	四、七九六	七三、五七七	一三三
同	六年	末	三三、三三六	五、〇一〇	八三、八三二	一三三
同	七年	末	三三、九一〇	五、〇九六	八三、七七一	一三三
同	八年	末	一七、三五一	二、八七七	六六、三五一	一三三
同	九年	末	一六、六九三	二、二三八	六六、九六一	一三三
同	十年	末	一八、四三七	二、二八七	六八、七三四	一三三
同	十一年	末	一〇五、八四九	二、三五六	一〇六、〇八〇	一三三
昭和	五年	末	一六、八一〇	四、七九六	七三、五七七	一三三
同	六年	末	三三、三三六	五、〇一〇	八三、八三二	一三三
同	七年	末	三三、九一〇	五、〇九六	八三、七七一	一三三
同	八年	末	一七、三五一	二、八七七	六六、三五一	一三三
同	九年	末	一六、六九三	二、二三八	六六、九六一	一三三
同	十年	末	一八、四三七	二、二八七	六八、七三四	一三三
同	十一年	末	一〇五、八四九	二、三五六	一〇六、〇八〇	一三三

備考 海員關係統計は防艦上發表禁止

船員給與規定

日本海運協會及び近海汽船協會では昭和十六年七月十七日日本海運報國團役員會で決議した高級、普通兩船員給與規定案を兩協會理事會に於て夫々二十三日正式に採擇し十六年九月一日より實施された
船員職別初任給並ニ最低實歷年數、海上實歷ニ對スル處理、昇給、臨時航海手當及諸手當ニ關スル規程ヲ左ノ通り
定ム

【海運—海員】

【海運—海員】

一、船員職別初任給並ニ最低實歷年數、
船員職別初任給並ニ各職ニ就クニ要スル實歷年數ヲ左表ノ通り定ム
(一) 高級船員職別初任給月額並ニ最低海上實歷年數表

總噸數	職名	船名	船種	實歷年數	給料	
					初任	自給
1,600 未満	一級主任通信士	船	遠洋	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上
1,600 未満	一級次席通信士	船	遠洋	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上
1,600 未満	二級主任通信士	船	遠洋	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上
1,600 未満	二級次席通信士	船	遠洋	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上
1,600 未満	一等機關士	船	遠洋	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上
1,600 未満	二等機關士	船	遠洋	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上

【海運—海員】

總噸數	職名	船名	船種	實歷年數	給料	
					初任	自給
1,600 以上	一等運轉士	船	近海	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上
1,600 以上	二等運轉士	船	近海	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上
1,600 以上	一級主任通信士	船	近海	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上
1,600 以上	一級次席通信士	船	近海	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上
1,600 以上	二級主任通信士	船	近海	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上
1,600 以上	二級次席通信士	船	近海	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上
1,600 以上	一等機關士	船	近海	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上
1,600 以上	二等機關士	船	近海	長	1,600 以上	1,600 以上
				初任	1,600 以上	1,600 以上
				給料	1,600 以上	1,600 以上

【海運—海員】

公稱馬力	職名	給料	實歷年數	初任	備考
500以上	機長	180	4	105	
1,000以上	機長	180	7	115	
1,600以上	機長	200	8	120	
2,000以上	機長	230	9	130	
3,000以上	機長	250	10	140	
4,000以上	機長	280	11	150	
5,000以上	機長	300	12	160	
6,000以上	機長	320	13	170	
7,000以上	機長	340	14	180	
8,000以上	機長	360	15	190	
9,000以上	機長	380	16	200	
10,000以上	機長	400	17	210	
11,000以上	機長	420	18	220	
12,000以上	機長	440	19	230	
13,000以上	機長	460	20	240	
14,000以上	機長	480	21	250	
15,000以上	機長	500	22	260	
16,000以上	機長	520	23	270	
17,000以上	機長	540	24	280	
18,000以上	機長	560	25	290	
19,000以上	機長	580	26	300	
20,000以上	機長	600	27	310	
21,000以上	機長	620	28	320	
22,000以上	機長	640	29	330	
23,000以上	機長	660	30	340	
24,000以上	機長	680	31	350	
25,000以上	機長	700	32	360	
26,000以上	機長	720	33	370	
27,000以上	機長	740	34	380	
28,000以上	機長	760	35	390	
29,000以上	機長	780	36	400	
30,000以上	機長	800	37	410	
31,000以上	機長	820	38	420	
32,000以上	機長	840	39	430	
33,000以上	機長	860	40	440	
34,000以上	機長	880	41	450	
35,000以上	機長	900	42	460	
36,000以上	機長	920	43	470	
37,000以上	機長	940	44	480	
38,000以上	機長	960	45	490	
39,000以上	機長	980	46	500	
40,000以上	機長	1000	47	510	
41,000以上	機長	1020	48	520	
42,000以上	機長	1040	49	530	
43,000以上	機長	1060	50	540	
44,000以上	機長	1080	51	550	
45,000以上	機長	1100	52	560	
46,000以上	機長	1120	53	570	
47,000以上	機長	1140	54	580	
48,000以上	機長	1160	55	590	
49,000以上	機長	1180	56	600	
50,000以上	機長	1200	57	610	
51,000以上	機長	1220	58	620	
52,000以上	機長	1240	59	630	
53,000以上	機長	1260	60	640	
54,000以上	機長	1280	61	650	
55,000以上	機長	1300	62	660	
56,000以上	機長	1320	63	670	
57,000以上	機長	1340	64	680	
58,000以上	機長	1360	65	690	
59,000以上	機長	1380	66	700	
60,000以上	機長	1400	67	710	
61,000以上	機長	1420	68	720	
62,000以上	機長	1440	69	730	
63,000以上	機長	1460	70	740	
64,000以上	機長	1480	71	750	
65,000以上	機長	1500	72	760	
66,000以上	機長	1520	73	770	
67,000以上	機長	1540	74	780	
68,000以上	機長	1560	75	790	
69,000以上	機長	1580	76	800	
70,000以上	機長	1600	77	810	
71,000以上	機長	1620	78	820	
72,000以上	機長	1640	79	830	
73,000以上	機長	1660	80	840	
74,000以上	機長	1680	81	850	
75,000以上	機長	1700	82	860	
76,000以上	機長	1720	83	870	
77,000以上	機長	1740	84	880	
78,000以上	機長	1760	85	890	
79,000以上	機長	1780	86	900	
80,000以上	機長	1800	87	910	
81,000以上	機長	1820	88	920	
82,000以上	機長	1840	89	930	
83,000以上	機長	1860	90	940	
84,000以上	機長	1880	91	950	
85,000以上	機長	1900	92	960	
86,000以上	機長	1920	93	970	
87,000以上	機長	1940	94	980	
88,000以上	機長	1960	95	990	
89,000以上	機長	1980	96	1000	
90,000以上	機長	2000	97	1010	
91,000以上	機長	2020	98	1020	
92,000以上	機長	2040	99	1030	
93,000以上	機長	2060	100	1040	
94,000以上	機長	2080	101	1050	
95,000以上	機長	2100	102	1060	
96,000以上	機長	2120	103	1070	
97,000以上	機長	2140	104	1080	
98,000以上	機長	2160	105	1090	
99,000以上	機長	2180	106	1100	
100,000以上	機長	2200	107	1110	
101,000以上	機長	2220	108	1120	
102,000以上	機長	2240	109	1130	
103,000以上	機長	2260	110	1140	
104,000以上	機長	2280	111	1150	
105,000以上	機長	2300	112	1160	
106,000以上	機長	2320	113	1170	
107,000以上	機長	2340	114	1180	
108,000以上	機長	2360	115	1190	
109,000以上	機長	2380	116	1200	
110,000以上	機長	2400	117	1210	
111,000以上	機長	2420	118	1220	
112,000以上	機長	2440	119	1230	
113,000以上	機長	2460	120	1240	
114,000以上	機長	2480	121	1250	
115,000以上	機長	2500	122	1260	
116,000以上	機長	2520	123	1270	
117,000以上	機長	2540	124	1280	
118,000以上	機長	2560	125	1290	
119,000以上	機長	2580	126	1300	
120,000以上	機長	2600	127	1310	
121,000以上	機長	2620	128	1320	
122,000以上	機長	2640	129	1330	
123,000以上	機長	2660	130	1340	
124,000以上	機長	2680	131	1350	
125,000以上	機長	2700	132	1360	
126,000以上	機長	2720	133	1370	
127,000以上	機長	2740	134	1380	
128,000以上	機長	2760	135	1390	
129,000以上	機長	2780	136	1400	
130,000以上	機長	2800	137	1410	
131,000以上	機長	2820	138	1420	
132,000以上	機長	2840	139	1430	
133,000以上	機長	2860	140	1440	
134,000以上	機長	2880	141	1450	
135,000以上	機長	2900	142	1460	
136,000以上	機長	2920	143	1470	
137,000以上	機長	2940	144	1480	
138,000以上	機長	2960	145	1490	
139,000以上	機長	2980	146	1500	
140,000以上	機長	3000	147	1510	
141,000以上	機長	3020	148	1520	
142,000以上	機長	3040	149	1530	
143,000以上	機長	3060	150	1540	
144,000以上	機長	3080	151	1550	
145,000以上	機長	3100	152	1560	
146,000以上	機長	3120	153	1570	
147,000以上	機長	3140	154	1580	
148,000以上	機長	3160	155	1590	
149,000以上	機長	3180	156	1600	
150,000以上	機長	3200	157	1610	
151,000以上	機長	3220	158	1620	
152,000以上	機長	3240	159	1630	
153,000以上	機長	3260	160	1640	
154,000以上	機長	3280	161	1650	
155,000以上	機長	3300	162	1660	
156,000以上	機長	3320	163	1670	
157,000以上	機長	3340	164	1680	
158,000以上	機長	3360	165	1690	
159,000以上	機長	3380	166	1700	
160,000以上	機長	3400	167	1710	
161,000以上	機長	3420	168	1720	
162,000以上	機長	3440	169	1730	
163,000以上	機長	3460	170	1740	
164,000以上	機長	3480	171	1750	
165,000以上	機長	3500	172	1760	
166,000以上	機長	3520	173	1770	
167,000以上	機長	3540	174	1780	
168,000以上	機長	3560	175	1790	
169,000以上	機長	3580	176	1800	
170,000以上	機長	3600	177	1810	
171,000以上	機長	3620	178	1820	
172,000以上	機長	3640	179	1830	
173,000以上	機長	3660	180	1840	
174,000以上	機長	3680	181	1850	
175,000以上	機長	3700	182	1860	
176,000以上	機長	3720	183	1870	
177,000以上	機長	3740	184	1880	
178,000以上	機長	3760	185	1890	
179,000以上	機長	3780	186	1900	
180,000以上	機長	3800	187	1910	
181,000以上	機長	3820	188	1920	
182,000以上	機長	3840	189	1930	
183,000以上	機長	3860	190	1940	
184,000以上	機長	3880	191	1950	
185,000以上	機長	3900	192	1960	
186,000以上	機長	3920	193	1970	
187,000以上	機長	3940	194	1980	
188,000以上	機長	3960	195	1990	
189,000以上	機長	3980	196	2000	
190,000以上	機長	4000	197	2010	
191,000以上	機長	4020	198	2020	
192,000以上	機長	4040	199	2030	
193,000以上	機長	4060	200	2040	
194,000以上	機長	4080	201	2050	
195,000以上	機長	4100	202	2060	
196,000以上	機長	4120	203	2070	
197,000以上	機長	4140	204	2080	
198,000以上	機長	4160	2		

【海運—海員】

- (3) 職員輕減ニ關スル規定ニ依リ執職スル者ニシテ本表ニ月額ノ記載ナキ場合ハ其ノ職相當ノ本給ヲ支給ス
- (4) 上級職初任給ヲ超過セル者ニシテ昇進スル場合ハ現給ノ儘トス
- (5) 普通船員ヨリ昇進スル者ニ對シテハ本人從來ノ給料ヲ參酌シ本表初任給ヲ超ヘタル額ヲ支給スルコトヲ得
- (6) 左ノ三條件ヲ併備スル場合ニハ本表ニ據ラザルコトヲ得、但シ此ノ場合甲機高級船員ノ初任給ハ月額金七十圓乃至九十圓、無線通信士ノ初任給ハ月額六十五圓乃至八十圓トシ、經歴ニヨリ之ヲ定ムルモノトス

- (イ) 有給豫備員制度ヲ含ム社員制度
- (ロ) 元海軍協同會規定以上ノ退職金制度
- (ハ) 本給ト確實ニ計上シ得ベキ給與トノ合計ガ本表規定額ヲ超ユルトキ

- (二) 普通船員職別初任給月額並ニ最低海上實歴年數表

總噸數	操甲板長		船匠		一等操舵手		二等操舵手		一等甲板員		二等甲板員		三等甲板員	
	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數
200未満	80	4	40	1	60	3	40	2	40	1	40	1	40	1
500未満	85	5	45	1	65	3	45	2	45	1	45	1	45	1
1,000未満	90	6	50	1	70	4	50	3	50	2	50	1	50	1
500以上	95	7	55	1	75	4	55	3	55	2	55	1	55	1
1,000以上	100	8	60	1	80	5	60	4	60	3	60	2	60	1
2,000未満	105	9	65	1	85	5	65	4	65	3	65	2	65	1
500以上	110	10	70	1	90	6	70	5	70	4	70	3	70	2
1,000以上	115	11	75	1	95	6	75	5	75	4	75	3	75	2
2,000以上	120	12	80	1	100	7	80	6	80	5	80	4	80	3

總噸數	司討長		一等調理手		二等調理手		一等調理員		二等調理員		三等調理員		司討員		一等司討員		二等司討員		三等司討員	
	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數	給料	實歴年數
500未満	40	4	40	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1
1,000未満	45	5	45	1	35	1	35	1	35	1	35	1	35	1	35	1	35	1	35	1
500以上	50	6	50	1	40	1	40	1	40	1	40	1	40	1	40	1	40	1	40	1
1,000以上	55	7	55	1	45	1	45	1	45	1	45	1	45	1	45	1	45	1	45	1
2,000以上	60	8	60	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	1

- (1) 客船ニ乗組ム料理人ニシテ特殊ノ技能ヲ有スル者ノ給料ハ本表ニ據ラザルコトヲ得
 - (2) 船匠ノ實歴年數ノ内一ケ年ハ船匠トシテノ海上實歴タルコトヲ要シ、殘餘ノ期間ハ陸上大工或ハ海上甲板員實歴ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得、而シテ船匠トシテノ海上實歴一ケ年ニ滿タザル期間ノ給料ハ一等操舵手給料ト同額トス
 - (3) 各部見習員ノ見習期間ハ一ケ年トス、但シ本期間ハ本表ノ實歴年數ニ算入セズ
 - (4) 見習員ニシテ所定ノ養成所ニ於テ成規ノ課程ヲ終了シタルモノハ其ノ養成期間ヲ見習期間ニ通算ス
- 二、海上實歴ニ對スル處理
- (一) 特別ノ事由ニ依リ所定ノ實歴年數ニ滿タザル者ヲシテ上級ノ職ニ就カシムルトキハ本人ノ現在給料ニ之ト執職セシムベキ上級職初任給トノ差額ノ二分ノ一ヲ加算シタルモノヲ以テ本給トス
 - (二) 他社船ニ於テ海上實歴ヲ有スル者ヲ新ニ雇補スル場合ニハ
 - (1) 上級職ニ雇入ルルトキハ其ノ職別初任給ヲ以テ本人ノ給料トス

【海運—海員】

【海運—海員】

機關ニシテ副艦手ノ職ヲ執ル者ニハ手當トシテ月額金五圓ヲ支給ス

附

則

(一) 本規程ノ實施ト同時ニ元海事協同會ニ於テ定メタル高級船員標準給料最低月額表、無線通信士標準給料最低月額表、高級船員昇給ニ關スル決議普通船員標準給料最低月額表、甲板長操機長及船長手當、機關部普通船員臨時手當、臨時手當(物價騰貴)ニ關スル決議及支那事變中普通船員見習臨時給與ニ關スル規定ニ基ク各社ノ準則ハ之ヲ廢止ス

(二) 本規程實施ノ際勤務中ノ者ノ給料ハ現在給料ニ臨時手當ヲ加算シタルモノトス、但シ圓未滿ハ繰上ゲノコト

(三) 職長ニシテ職長手當ノ支給ヲ受ケ居ル者ハ之ヲ本給ニ繰入ルモノトス、但シ現在給料ト臨時手當及ビ職長手當トノ合計額ニ圓未滿ヲ生ジタルトキハ繰上ゲノコト

(四) 本規程ニ依ル給與額ト現在ノ給與額ニ差異ヲ生ズル場合ハ其ノ多キ額ヲ支給ス

(五) 特殊用務船臨時乗組員ニハ臨時航海手當ニ關スル規定ヲ除クノ外本規程ヲ適用セズ

港 灣

(港費及諸料金)

港 灣

北海道	青森縣	岩手縣	宮城縣	秋田縣	山形縣	福島縣	茨城縣	千葉縣	東京府	神奈川縣	新潟縣	富山縣	石川縣	福井縣	靜岡縣	愛知縣
軍港要港																
開港																
商港																
漁港																
避難港																
計																

本邦港灣內容

三重縣	京都府	大阪府	兵庫縣	和歌山縣	鳥取縣	島根縣	岡山縣	廣島縣	山口縣	德島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣	福岡縣	佐賀縣	長崎縣
軍港要港																
開港																
商港																
漁港																
避難港																
計																

引 索

一 本邦港灣內容	二六七
一 開港場	二六八
一 日本燈臺表	二六八
一 本邦累年燈標數	二六三
一 燈等級並に光力	二六三
一 立標種別	二六四
一 浮標種別	二六四
一 主要港費及料金	二六四
一 世界貨物運賃建	三〇五

查母嶼	同	查母嶼上	サイパン港	春島	燈臺	トラツク島
東吉嶼	同	東吉嶼上	挂燈浮標(二ヶ所)マリアナ	トラツク島	燈標(二ヶ所)	トラツク港
花嶼	同	望安庄	テニアン	北東水道	燈標	トラツク諸島
大嶼	同	同	バラオ	小米ノ礁	同	同
浮嶼	同	媽宮港口	バラオ港	桃島南方	挂燈浮標	同
漁翁島	燈臺(霧信號)	漁翁島	バラオ(中ノ礁)	ボナベ島	燈標	東カロリン諸島
香取	南洋群島	マリアナ	バラオ港			

本邦累年燈標數

(但十二年ハ六月末現在)

大正十二年	十三年	十四年	昭和元年	二年	三年	四年
燈臺	三二	三九	三六	三五	三五	二六
燈標	一三	一三	一三	一三	一三	一三
燈竿	一三	一三	一三	一三	一三	一三
其他	一三	一三	一三	一三	一三	一三
畫標	一三	一三	一三	一三	一三	一三
信號	一三	一三	一三	一三	一三	一三
信號	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一等	一三	一三	一三	一三	一三	一三
二等	一三	一三	一三	一三	一三	一三
三等	一三	一三	一三	一三	一三	一三
三等小	一三	一三	一三	一三	一三	一三
四等	一三	一三	一三	一三	一三	一三
五等	一三	一三	一三	一三	一三	一三
六等	一三	一三	一三	一三	一三	一三
無等	一三	一三	一三	一三	一三	一三

燈等級並に光力

名	稱	等級	一等	二等	三等	三等小	四等	五等	六等	無等
折射器ノ内徑米			一、八〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	五〇〇	三七五	三〇〇	二〇〇
折射器ノ高サ米			三、五九〇	三、一七〇	一、五七六	一、三〇〇	一、一七三	一、〇四一	一、〇四一	一、〇四〇
光源ノ燭光及ワット數										
石油蒸發熱白燈			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ピソチ瓦斯燈						六〇	三六	三三	一八	一八
アセチレン瓦斯燈						三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
電燈			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、七〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
一燭光トハ一時間ニ鯨蠟製燭ノ重量百二十「グレイン」ヲ消費スル光力ニシテ之ト他ノ單位トヲ比較スレバ左ノ如シ										
燭光數	ボギー小數	ビオイル單位	燭光數	ボギー小數	ビオイル單位					
一	1.01	0.04	1.000	1.010	0.04					
五	5.05	0.20	5.000	5.050	0.20					
十	10.10	0.40	10.000	10.100	0.40					
五〇	50.50	2.00	50.000	50.500	2.00					
一〇〇	101.00	4.00	100.000	101.000	4.00					
一〇〇	101.00	4.00	100.000	101.000	4.00					
一〇〇	101.00	4.00	100.000	101.000	4.00					
一〇〇	101.00	4.00	100.000	101.000	4.00					
一〇〇	101.00	4.00	100.000	101.000	4.00					
一〇〇	101.00	4.00	100.000	101.000	4.00					
一〇〇	101.00	4.00	100.000	101.000	4.00					

【港灣】

左舷障害立標	右舷障害立標	水路中央立標	左舷浮標	右舷浮標	水路中央浮標	沈船浮標
標種別	標種別	標種別	標種別	標種別	標種別	標種別
黑色ニ塗ル	紅色ニ塗ル	黑白縦線ニ塗ル	圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形
紅色ニ塗ル	黑白縦線ニ塗ル	黑白縦線ニ塗ル	圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形
紅色ニ塗ル	黑白縦線ニ塗ル	黑白縦線ニ塗ル	圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形

主要港費及諸料金

横濱港

【水先案内料】

東京灣口横濱鋪地間	四〇五圓
品川鋪地間	六〇〇圓
横濱鋪地間	二五〇圓
横濱港界鋪地間	三〇〇圓

【税關浮標使用料】(二十四時間毎ニ)

五千噸未滿	一〇圓
一萬噸未滿	一五圓
一萬五千噸未滿	二〇圓
二萬噸未滿	二五圓
二萬五千噸未滿	三〇圓

右舷浮標	右舷浮標	右舷浮標	右舷浮標	右舷浮標	右舷浮標
圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形
圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形
圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形
圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形	圓錐形

【税關曳船料】(使用時間二時間登簿噸)

六千噸以上	二五圓
三千噸未滿	一七圓
超過一時間毎ニ	二圓

【上屋使用料】(一日五百斤又八十立方尺)

五日迄	官設無料
五日迄	私設五厘

【官設倉庫專用使用料】

十五日迄	同	一錢
三十日迄	同	二錢
三十一日以後	同	三錢

【貨物陸揚貨率】

大豆	一噸	二圓
米	一噸	一圓
生糸	一噸	一圓
セメント	一噸	一圓
鐵板	一噸	一圓

【倉庫坪貸ノ場合】

階下	同	金二圓
二階	同	金一圓五十錢
三階	同	金一圓三十錢

【東京回漕運賃率】(船内人夫賃、揚積人夫賃)

品名	單價	港内回漕	東京回漕
大豆	一噸	一・三五	一・八〇
米	一噸	一・三五	一・七五
小麥	一噸	一・三〇	一・七〇
石炭	一噸	一・八〇	一・三〇
米材小角	一噸	一・五〇	一・〇〇

【起重機使用料】(官設一臺二時間)

電氣、揚力一噸半	一圓
電氣、揚力一噸	同

【貨物陸揚貨率】

大豆	一噸	二圓
米	一噸	一圓
生糸	一噸	一圓
セメント	一噸	一圓
鐵板	一噸	一圓

【港灣】

【東京回漕運賃率】(船内人夫賃、揚積人夫賃)

品名	單價	港内回漕	東京回漕
大豆	一噸	一・三五	一・八〇
米	一噸	一・三五	一・七五
小麥	一噸	一・三〇	一・七〇
石炭	一噸	一・八〇	一・三〇
米材小角	一噸	一・五〇	一・〇〇

【貨物陸揚貨率】

大豆	一噸	二圓
米	一噸	一圓
生糸	一噸	一圓
セメント	一噸	一圓
鐵板	一噸	一圓

【東京回漕運賃率】(船内人夫賃、揚積人夫賃)

品名	單價	港内回漕	東京回漕
大豆	一噸	一・三五	一・八〇
米	一噸	一・三五	一・七五
小麥	一噸	一・三〇	一・七〇
石炭	一噸	一・八〇	一・三〇
米材小角	一噸	一・五〇	一・〇〇

【港 灣】

内航路 一五圓 外航路 三〇圓
 附加率 荷役ヲナシタル場合 一 噸 一錢
 荷役ヲナサ、ル場合 一 噸 二錢
 【水先案内料】
 港内二五圓 至大阪三〇圓 至門司一三〇圓
 總噸數千噸未満、吃水一呎未満每百分ノ六増
 【積卸料】(金曜會規程外國貨物適用)
 A級 重量才噸 二、三〇 B級重量才噸 三、二〇
 豆粕 噸 二、〇〇 米棉捆四擔 八、九〇
 印棉 捆三擔入、五五 西貢米擔 一、一〇
 鐵材 噸 二、五〇 材木四八〇B M 二、三〇

大阪 港

【保稅地域使用料】
 一般地域 五百斤迄每及十才迄 二錢以内
 專用 一坪一ヶ月二圓以内上屋 六日一十日迄一錢
 【浮標使用料】(二十四時間毎、市營)
 千五百噸未満滿船 八圓 五千噸未満滿船一〇圓
 一萬噸未満 一五圓 一萬噸以上 二三圓
 【曳船及解貨】
 棧橋繫離用 (二十四時間毎、市營)
 一、天保山棧橋 純噸數一噸ニ付 一時間 金一厘
 二、前號以外ノモノ 同 二十四時間 金一厘

東京 港

【繫船岸壁】 同棧橋及物揚場使用料
 純噸數一噸又ハ積石數十石迄 每二十四時間迄 二錢
 【繫船浮標使用料】
 總噸數二千噸以上 每二十四時間迄 十圓
 同 二千噸未満 同 八圓
 【上屋使用料】
 一、專用使用料 (定期ト併セ徵收ス)
 專用使用料 一期(一年) 每一坪迄 十三圓
 定期使用料 甲部一月 同 二圓四十錢
 乙部一月 同 二圓
 二、一般使用料(最初三日間無料)一日每一坪迄 三錢
 【曳船使用料】
 一隻一回 每一時間迄 五圓
 每超過一時間迄 三圓
 【起重機使用料】
 揚力一噸 一臺 每一時間迄 五十錢
 【給油給水設備使用】
 給水量 每一立方米(水料共) 十五錢
 【構内野積場使用料】
 最初三日間無料 一日每一坪迄 十錢
 【木材繫留場使用料】

市營曳船

一時間 二十四 時間外三割増 荒天三割増
 住友曳船 一時間 二〇圓 夜間三割増
 船側ヨリ川奥差込迄 一圓二、三十錢内外
 【起重機使用料】(市營)
 陸上可搬式 (一時間) 二噸半 三圓
 水上浮艇式(一時間) 十噸迄一五圓 廿噸迄二五圓
 浮艇式ハ別ニ曳船料一時間迄每二十圓卅噸迄三五圓
 四十五噸迄五〇圓
 【給水料】
 直接給水 一噸 二六錢(五〇噸以内)
 運搬給水 一噸 四〇錢(五〇噸以内)
 五〇噸以上ハ二錢割引
 【タリーマン及人足賃】
 タリーマン 三圓五錢 ヘッドタリ 四圓一圓五錢
 船内人夫 三圓五錢 揚積人夫 四圓
 【水先案内料】
 港内轉滿二〇圓 棧橋繫離二五圓 阪神間三〇圓
 【積卸料】(水曜會)
 A級 重量才噸 二、〇〇 B級 重量才噸 一、七五
 鐵材 噸 二、四〇 硝子板 同 二、五〇
 米材四八〇B M 二、五〇 鮮魚 同 二、三〇
 重量長尺物三噸迄 二、六〇 重量長尺物五噸迄 五、〇〇

清水 港

イ、長期使用料 一期(三月) 每一坪迄 九錢
 ロ、短期使用料 一期(十五日) 同 二錢
 【舁船回漕賃】(雜貨ヲ標準トス)
 本船ヨリ吾妻橋附近迄 每一噸 一圓三十錢
 同 川崎、鶴見方面 同 一圓六十錢
 同 横濱方面 同 一圓八十錢
 【船内人夫賃】
 (雜貨ヲ標準トス) 同 自三十七錢
 至四十錢
 【水揚賃】(同) 同 自五十五錢
 至五十四圓
 【タリーマン賃】 每一日 至五十四圓
 【水先案内料】
 總噸數千噸以下 吃水三米ニ付 二十五圓
 總噸數千噸又ハ其ノ端數ヲ増ス每ニ又吃水三〇糶又
 ハ其ノ端數ヲ増ス每ニ 百分ノ六ヲ加フ
 【通船料】一名 三〇錢〇至五〇錢 貨切 六圓
 【繫船岸壁繫船棧橋使用料】
 一、登錄噸數數百噸未 繫船時間二十金 五圓
 滿ノ船船 四時間ニ付

【港 灣】

一、同百噸以上千噸未滿ノ船	同	金拾圓
一、同千噸以上二千噸未滿ノ船	同	金拾五圓
一、同二千噸以上三千噸未滿ノ船	同	金貳拾圓
一、同三千噸以上四千噸未滿ノ船	同	金貳拾五圓
一、同四千噸以上五千噸未滿ノ船	同	金參拾圓
一、同五千噸以上ノ船	同	金參拾五圓
繫留時間二十四時間未滿ノ端數ハ二十四時間トシテ計算ス		
【水先案内料】	(鐵地、岸壁、折戸灣、片道)	
總噸數	一噸未滿	金一〇圓也
	二噸同	金一五圓也
	三噸同	金一八圓也
	四噸同	金二二圓也
	五噸同	金二五圓也
	六噸同	金二八圓也
	七噸同	金三二圓也
七千噸以上ハ一千噸未滿ヲ増ス毎ニ金三圓増ス事		
夜間作業ハ日没ヨリ日出マデ勸記料金ノ二割増ヲ申受ク		
其他ノ作業料金ハ別ニ協定ス		

名古屋港

【給水料】			
岸壁繫留船	十立方米以上	一立方米以上	三十錢
沖碇泊船	廿立方米以上	一立方米以上	十五錢
【船内夫賃】			
雜貨一噸出	二、〇〇	入	一、八〇
穀物百石同	三、〇〇	同	三、〇〇
普通品一噸出	四、五〇	入	六、二〇
穀物百石同	七、〇〇	同	六、二〇
木材一噸平均	三、〇〇		
【木材神取並同漕賃】			
中丸太	百石	本船ヨリ貯木場迄	二五圓
雜木	同	同	三一圓
【岸壁浮標使用料】			
一萬噸以上	一五圓	五千圓以上	一二圓
三千噸以上	八圓	千噸以上	六圓
千噸未滿	三圓		
【上屋使用料】			
專用(長期)	一坪	一ヶ月	八〇錢

岸壁附屬上屋 一坪 一ヶ月 一、五〇錢
 其ノ他(短期) 同 一日 三錢

【曳船使用料】
 岸壁浮標繫離ノ爲
 晝間 大型曳船 六百馬力以上 一隻一時間迄 一五圓
 中型曳船 百五十馬力以上 五圓
 小型曳船 百五十馬力以下 三圓
 但シ一時間ヲ超エタル場合ハ超過時一時間迄毎ニ各料金ノ二割

夜間 最初一時間迄ハ晝間各料金ニ五割ヲ加算シタル額
 但シ一時間ヲ超エタル場合ハ超過一時間迄毎ニ増加算出額ノ四割
 晝間 最初一時間迄岸壁浮標繫離ノ爲使用スル場
 合ニ於ケル 晝間料金
 夜間 但シ一時間ヲ超エタル場合ハ超過時一時間迄毎ニ各料金ノ五割増
 石炭貯 一日貸切料(日出ヨリ日没) 二五馬力迄ノ曳
 船三五圓、二五馬力以上四五圓
 雜貨貯 一日貸切料(日出ヨリ日没) 二五馬力迄ノ曳
 船四〇圓、二五馬力以上ノ曳船五〇圓

【港 灣】

【起重機使用料】			
浮動 一臺一時間毎ニ揚力一五噸迄		五噸迄	五圓
手動 但シ揚力五噸迄ヲ増ス毎ニ五圓浮艇式手動式ハ五〇錢ヲ増ス			
【回漕賃】	一噸ニツキ		
米	一、〇〇	雜穀	一、〇〇
飼料、肥料	一、三〇	砂	一、〇〇
挽材	一、五〇	洋紙、半紙	一、三〇
鐵石、粘土	一、二五	羊毛、棉花	一、三〇
鐵、銅、石	一、〇〇	鐵	一、三〇
雜貨	一、三〇		
【給水料】			
運搬給水一噸	四〇錢	直接給水料	一噸未滿 二四錢
【タリーマン人足賃】			
タリーマン	四、〇〇	船内人夫揚人夫三圓乃至七圓	
【代理店料】			
千噸未滿	內國船 五〇圓	外國船	八〇圓
五千噸未滿	同 五〇圓	同	八〇圓
五千噸以上	同 五〇圓	同	八〇圓
【水先案内料】 (片道)			
基準料金			
總噸數千噸又ハ千噸未滿ニシテ吃水三米又ハ三米			

【港 灣】

未滿ノ船舶 三〇圓
 水先案内料金
 水先法施行細則第十四條ニ依リ定メラレタル基準
 料金ニ總噸數千噸又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ又吃水
 三〇種又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ夫々百分ノ六ヲ加
 フ

門 司 港

〔繫船岸壁使用料〕
 一二時間以内 登簿噸一噸ニ付 五厘
 二四時間以内 一錢
 二四時間ヲ超ユルトキ 一錢五厘
 六時間ヲ超ユルトキ 超過三時間迄毎ニ五厘ヲ加フ
 〔棧橋使用料〕 大小約三十の棧橋は總て小蒸汽船及舢
 船の繫留用で市管棧橋は一箇にて左の如し
 小蒸汽船 一隻 一ヶ月 七圓五〇錢
 〔上屋使用料〕 (五百斤又ハ十立方尺毎ニ)
 六一十五日 一日一錢 十六日以後 一日二錢
 專用 一坪毎ニ 一ヶ月 二圓
 〔浮標使用料〕 (二十四時間毎)
 總噸數 五千噸未滿 一〇圓 一萬噸未滿 一五圓
 一萬三千噸未滿 二二圓 一萬五千噸以上三〇圓
 〔曳船及舢船賃〕

〔水 切 賃〕

米 (一噸)	一、三	棉 花 (一才)	一、四
石 (一噸)	二、三	大 豆 (一噸)	一、三
棧 板 (一噸)	二、〇〇	大 豆 粕 (一才)	一、三
〔積 込 賃〕			
米 (一噸)	一、四	セメント (一噸)	一、〇〇
穀 (一噸)	一、三〇	棉 布 (一噸)	一、三〇
雜 貨 (一噸)	一、二〇	麥 粉 (一噸)	一、三〇
生 果 (一噸)	一、五	石 油 (一噸)	二、六

若 松 港

〔繫船浮標使用料〕
 繫船浮標一個使用時間二十四時間ニ付下ノ區別ニ依
 リ使用料ヲ收入ス
 但二十四時間未滿ノ端數ハ二十四時間トシテ計算ス
 總噸數千噸未滿 二圓 總噸數三千噸未滿 三圓
 總噸數三千噸以上四圓
 〔岸壁使用料〕 (十二時間毎)
 登簿一噸ニ付 一錢五厘
 以上十二時間毎ニ三錢
 〔給 水 料〕 一石ニ付 一錢四厘
 〔炭積機使用料〕 汽船積一噸ニ付 二錢
 〔水先案内料〕 吃水十呎千噸 三五圓 以上増毎ニ百分ノ六ヲ加フ

【港 灣】

曳 船 (稅關) 登簿噸數六千噸以上 二五圓
 三千噸以上 二〇圓
 三千噸未滿 一七圓

〔起重機使用料〕 (程關) 一臺一時間毎
 電氣一噸半 一圓 三噸 一、五〇 十五噸 四、五〇
 手捲五噸 五〇錢
 〔給 水 料〕 (市管)
 直接給水 一噸 一三錢 運搬給水 港内五〇錢
 繫船岸壁 一立方米 一七錢 港外六〇錢
 夜間及舊港外給水ハ三割増
 〔通 船 料〕 (民營)
 普通船 一日六圓 港内片道 一人 二圓五〇錢
 〔タリーマン及人足賃〕
 タリーマン 自午前六時三、五〇 半夜倍額 全夜三倍
 船内人夫 雜貨一噸 三五錢
 揚積人夫 雜貨一噸 六〇錢 揚一噸 七〇錢
 〔代理店料〕 (定率)
 内航 一五圓 外航 三〇圓 外國船 一〇〇圓
 外ニ總噸數一噸ニ付一錢ヲ加算ス
 〔水先案内料〕 (總噸數千噸、吃水十呎)
 港内轉船 二五圓 門司神戶間 一三〇圓
 門司六連部時間 三五圓
 千噸若ハ吃水一呎増毎ニ百分ノ六ヲ加フ

〔曳 船 料〕

一港内ヨリ曳船	二港内	二、三〇	藤木八幡三、〇〇
一港内	石川島	三、〇〇	學崎 六、〇〇
前 田	四、〇〇		
二港内ヨリ曳船			
藤 木	二、五〇	石川島	三、〇〇
八 幡	三、五〇	前 田	五、〇〇
二港内ヨリ三、〇〇	二港内ヨリ三、〇〇	前田ヨリ四、五〇	
一港内沖出三、〇〇	二港内沖出三、〇〇	八幡沖出四、五〇	
川崎小延船			
一區 一、五〇	二區 二、〇〇	一區毎ニ二〇錢	
八幡枝光行石炭船			
沖ヨリ八幡	二、五〇	二隻 六、〇〇	三隻 八、五〇
沖ヨリ枝光	三、〇〇	五、五〇	七、五〇
〔舢 船 賃〕			
自若松至門司弟子待	石 炭	一噸	五六錢
自若松至下關	焚料炭	一噸	五七錢
自若松至延命寺小倉	石 炭	一噸	五四錢
港内取廻			二六錢
自若松至藤木枝光			二九錢
自若松至黑崎			三七錢

【港 灣】

長崎港

〔棧橋使用料〕(十二時間以内) 登簿一噸ニ付 一錢五厘 以上六時間毎ニ半額
 〔岸壁使用料〕(二十四時間毎) 登簿一噸ニ付 一錢 以上二四時間毎ニ一錢
 〔浮標使用料〕(二十四時間毎) 五千噸未満 一〇圓 一萬五千噸未満 二三圓 一萬噸未満 一五圓 一萬五千噸以上 三〇圓
 〔起重機使用料〕 手動 五噸迄 五〇錢 五噸増毎ニ 二五錢
 〔船賃〕 小舟 二二〇 團平船 七圓迄
 〔タリマン及人足賃〕 普通入夫 一五圓 船内入夫 每噸 三〇錢
 〔水先案内料〕(千噸十呎以内) 長崎港出入 三〇圓 波止場離着 二五圓
 〔給水料〕 一噸ニ付 直接給水 二五錢 水船渡 五五錢
 〔上屋使用料〕(五百斤十立方尺) 六日ヨリ十五日 一日一錢 十六日以後 二錢

三池港

〔出入港錢率〕(三井鑛山) 載貨一噸 二〇錢 空船其他 登簿一噸 六錢
 〔船料〕(荷役制限日數超過ノモノ) 二十四時間毎ニ登簿一噸 二錢
 〔曳船料及起重機料〕(三井鑛山) 實費徴收
 〔給水料〕(一庭ニ付) 岸壁渡 三〇錢 水船渡 四五錢
 〔水先案内料〕(千噸吃水十呎) 三池口ノ津間片道 五五圓 港外ヨリ港内迄片道 二〇圓
 其他通船料、荷揚費、船積賃、倉庫使田料、人足賃等ハ何レモ實費徴收(三井鑛山)
 〔船舶代理〕(三井物産)
 〔棧橋使用料〕(三時間又ハ其端數毎ニ) 登簿百噸未満 五〇錢 千噸未満 八〇錢
 〔曳船料〕 內 空船 一圓 荷積船 一、五〇錢

伏木港

伏木ヨリ岩瀬 三圓 伏木ヨリ魚津 四圓 伏木ヨリ七尾 九圓 伏木ヨリ七尾 九圓 伏木ヨリ七尾 九圓
 〔船賃〕(噸當) 米 三六錢 木材 四五錢 雜穀 三二錢 鐵材 五〇 バルブ 三五 石炭 四〇
 〔給水料〕 遠近ニ不拘 噸當 六〇錢
 〔上屋使用料〕(一日三平方米) 一週間以内 三錢 一週間以上 四錢 二週間以上 五錢 三週間以上 七錢 四週間以上 一〇錢 五週間以上 十四錢
 〔人足賃〕 沖仲仕 二、六〇 解人夫 二、五〇 水揚人夫 二、六〇
 〔水先案内料〕 昭和十四年三月現在 (荷役賃金ハ目下代行停止) (價格認可)申請中ナリ
 昭和三年二月逡信省令第十號ニテ伏木港燈臺ヲ中心トシテ一哩半ノ半徑ヲ有スル圓圍ノ一弧ヲ境界トシタル伏木港水先區ニ設定セラレ昭和十三年五月逡信省令第三十五號ヲ以テ魚津燈臺ヨリ富山縣阿尾ノ鼻ニ引キタル線ヲ以テ境界トスル伏木水先區ニ改正ソノ水先案内料ヲ示セバ

【港 灣】

簡導區域 基本料金 二五圓
 水先區境界線ヨリ港内滿地マデ 又ハ港内滿地ヨリ水先區境界線マデ
 備考
 一、本表中汽船水先案内料ハ總噸數一、〇〇〇噸以下吃水三メートル以下ニ付定メタルモノトシテ總噸數一、〇〇〇噸又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ又喫水三〇センチメートル又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ夫々百分ノ六ヲ加フ
 二、帆船水先案内料ハ汽船水先案内料ニ其ノ百分ノ八十ヲ加フ但シ機關ヲ有スル帆船ニシテ機關ヲ使用スルトキハ帆船水先案内料ノ範圍内ニ於テ船長ト協定スベシ
 三、排水量ヲ以テ表示スル噸數ハ其ノ五分ノ三ヲ以テ總噸數ト看做ス
 四、喫水トハ水先人ガ水路ノ嚮導ヲ始メタルトキヨリ其ノ嚮導ヲ終ル迄ノ同ニ於テ船首又ハ船尾ノ有シタル最深ノ喫水ヲ謂ケ
 〔代理店料〕 五百噸未満 一〇—一五圓 千噸未満 二五圓 千噸以上 三〇—三五圓
 〔積卸料〕 米 品名 一俵 解賃 二錢 人夫賃 一錢六厘

【港 灣】

セメント	一噸	三〇
雜貨	一噸	五〇
大豆	一噸	三〇
バルブ	一噸	三五
雜穀	一噸	二、〇
石炭(船取)	切込	粉一圓二錢
石炭(船内)	貯炭所マデ	塊一圓七錢
一區	七五錢	二區 九〇錢
		三區 一〇五錢

新 潟 港

〔岸壁使用料〕
 繫留時間二十四時間以内 登簿噸數一噸ニ付金二錢
 繫留時間二十四時間以上 十二時間毎ニ登簿噸數一噸ニ付金一錢

〔秤標使用料〕
 登簿噸數二千噸未満ノ船舶 繫留時間二十四時間毎ニ金十圓
 登簿噸數二千噸以上ノ船舶 繫留時間二十四時間毎ニ金十五圓

〔機取手数料〕
 登簿噸數一千噸未満ノ船舶 發着一回ニ付 金三圓
 登簿噸數一千噸以上ノ船舶 發着一回ニ付 金五圓

〔臨 港〕(埠頭)
 六ヶ月以上 同 一錢二厘
 九ヶ月以上 同 一錢八厘

〔船舶給水料〕(新潟市役所經營)
 岸壁給水 一噸(一立方米ニ付) 三十五錢
 港内運搬給水 同 五十五錢
 港外運搬給水 同 一圓

但シ夜間及荒天ノ場合ハ三割増トス
 軍用又ハ官公署ノ艦船ハ三割引トス

〔臨 港〕 岸壁給水一噸(一立方米)ニ付 三十五錢

〔入 港 料〕
 船舶登簿噸數 一噸ニ付 金一錢四厘
 貨物 一噸ニ付 金三錢四厘

〔曳船使用料〕
 登簿噸數一千噸未満ノ船舶曳航一回ニ付 金十圓
 同二千噸未満ノ船舶曳航 同 金十五圓
 二千噸以上ノ船舶曳航 同 金二十五圓

〔專用側線使用料〕
 一噸ニ付 四錢

〔上屋使用料〕
 使用期間一週間以内 使用面積一坪ニ對シ 一日ニ付 三錢
 使用期間一週間ヲ超ユル期間 同 五錢
 使用期間二週間ヲ超ユル期間 同 八錢
 使用期間三週間ヲ超ユル期間 同 十錢
 使用期間四週間ヲ超ユル期間 同 十五錢

〔埋立地使用料〕
 倉庫敷地使用料 一ヶ年 一坪ニ付 一圓八十錢
 貨物野積場一時使用料 三ヶ月以内 一日一坪ニ付 六圓
 三ヶ月以上 同 八圓

函 館 港

〔上屋使用料〕 市營 (一坪一日)
 上屋内 十日迄四錢 廿日迄八錢 卅一日迄一二錢
 上屋外 二錢

〔起重機使用料〕(私有)
 六噸 未滿 一 基 二圓五〇
 一〇—一五噸 一 基 四、五〇
 一五—二〇噸 一 基 五、〇〇
 以上五噸ヲ増ス毎ニ一圓増

〔給 水 料〕(一石ニ付)
 港内 五五錢 其 他 七七錢
 夜間及荒天ハ三割増

〔代理店料〕

小 樽 港

千噸以下	內航	二五圓	外航	四〇圓
二千噸以下	〃	三〇圓	〃	五〇圓
三千噸以下	〃	五〇圓	〃	七〇圓
五千噸以下	〃	八〇圓	〃	一〇〇圓
五千噸以上	〃	一〇〇圓	〃	一三〇圓
仲繼諸掛	米	散註	豆粕	
仲 仕	豐三厘	九〇〇厘	大豆	六五〇厘
仲 質	七四八	一、一〇〇		一、一〇〇
看 料	二四〇	八六〇		
滯 料	二五〇	一〇〇		
保 料	三二〇	一五〇		
合 計	一、九〇一	三、一〇〇		二、一〇〇

〔繫留岸壁使用料〕
 A 繫留時間二十四時間以内ニ於テハ六時間ヲ以テ一繫留時トシ一繫留時迄毎ニ登簿噸數一噸ニ付 五厘
 B 繫留時間二十四時間ヲ超ヘ四十八時間以内ニ於テハ十二時間ヲ以テ一繫留時トシ一繫留時迄毎ニ登簿噸數一噸ニ付 一錢
 C 繫留時間四十八時間ヲ超ユルトキハ十二時間ヲ以テ一繫留時トシ一繫留時迄毎ニ登簿噸數一噸ニ付 一錢五厘

【港 灣】

〔荷揚場使用料〕

二日以上ニ亙リ荷揚場ヲ使用スルトキハ使用面積
一平方米 一日ニ付 一錢五厘

〔繫船浮標使用料〕

A 總噸數四千噸未満ノ船舶 繫留時間二十四時間迄毎ニ 六圓
B 總噸數一萬噸未満ノ船舶 繫留時間二十四時間迄毎ニ 十五圓
C 總噸數一萬噸以上ノ船舶 繫留時間二十四時間迄ニ 二十四圓

〔上屋使用料〕

A 臨時使用料 建物使用面積一平方米ニ對シ 五日
使用二日以内ノ期間 一日ニ付 一錢

使用五日ヲ超ユル期間 一錢五厘
使用十日ヲ超ユル期間 三錢
使用十五日ヲ超ユル期間 四錢
使用二十日ヲ超ユル期間 五錢
使用二十五日ヲ超ユル期間 七錢

〔上屋構内土地使用料〕

A 臨時使用料使用面積一平方米ニ對シ 一錢
使用十日以内ノ期間 一日ニ付

〔曳船使用料〕

使用十日ヲ超ユル期間 同 二錢五厘
使用二十日ヲ超ユル期間 同 四錢
B 專用使用料使用面積一平方米ニ對シ
使用期間一ヶ月ニ付 五十錢

〔繫船浮標使用料〕

A 繫船岸壁又ハ繫船浮標ノ繫離ニ使用スル場合
一隻一時間迄 五圓
一時間ヲ超ヘタルトキハ一時間迄毎ニ増額
B 右以外一隻一時間迄毎ニ 三圓
C 規定時間外又ハ荒天時ノ場合 七圓

〔網取使用料〕

1 時間外増加使用料 晝間普通使用料ノ二割
晝間普通使用料ノ三割
2 荒天時増加使用料 晝間普通使用料ノ三割
晝間普通使用料ノ五割
〔網取岸壁ニ船舶繫離ノ場合〕
イ、總噸數三千噸未満ノ船舶 一回ニ付 一圓
ロ、總噸數五千噸未満ノ船舶 一回ニ付 二圓
ハ、總噸數三千噸未満ノ船舶 一回ニ付 三圓
ニ、總噸數五千噸未満ノ船舶 一回ニ付 四圓
イ、總噸數五千噸以上ノ船舶 一回ニ付 七圓
ハ、總噸數五千噸以上ノ船舶 一回ニ付 七圓
備考 一繫離ヲ通ジテ一回トス

〔船舶給水料〕

A 直接給水 一立方米ニ付 二十錢

B 運搬給水 〔1防波堤内 四十五錢
2防波堤外 六十錢〕
規定時間外又ハ荒天時ハ各料金ノ三割増トス

〔積卸料〕

品名 數量 解賃金 船内仲仕賃
米 (六〇疋入) 一俵 五厘 一九厘
雜穀 (六〇疋入) 一俵 五厘 一九厘
絞粕雜粕 (六斗目入) 一個 八厘 三厘
丸太材 百石 六圓五錢 一圓四角五錢
普通製材 三圓五錢 一圓三錢

室 蘭 港

〔給水料〕

一噸ニ付 八〇錢

〔船及人夫賃〕

人夫賃 二圓五〇錢 臨時沖人夫 二圓八十錢
曳船 大型港内 七〇圓 港外 八五圓
貨船 三十噸以上 一〇圓 五十噸以上 一五圓

〔積卸料〕

品名 解賃 人夫賃
鐵板(五分以下) 一噸 一七〇錢 六〇錢
石炭 一噸 一七〇錢 六〇錢
肥料(干貫入) 一噸 五〇圓 六圓
米穀 一俵 五圓 六圓

【港 灣】

石 油 箱 一 五圓
雜貨 二才以下 一 二圓
百才以下 一 三圓

高 雄 港

〔繫船料〕

岸壁 總噸 普通一晝夜ニ付 一錢
總督府命令船 總噸 一噸一晝夜 五厘
浮標 一隻 一晝夜 五厘
荷揚場 一坪 四日以上一日毎 五厘

〔給水料〕(一噸ニ付)

直接給水一噸ニ付三〇錢 運搬一噸ニ付 〔港夏八〇〇
港内六〇〇〕

〔タリマン及人足賃〕

ウインナマン 二、五〇 タリマン 三、五〇
船内人夫 一噸ニ付 二、三〇 三五錢

〔水先案内料〕

總噸數千噸未満 吃水十呎未満 二五圓
總噸數千噸未満、吃水十呎未満ヲ増ス毎ニ百分ノ六
ヲ加フ
〔水揚料〕
雜貨 一噸ニ付 一圓四〇錢
重量物 一噸ニ付 一圓七〇錢

【港 灣】

基隆港

〔荷揚場使用料〕
岸壁 總噸數 噸當普通船一日
荷揚場 一坪 五日以上一日每
浮標 一集 日 五圓
〔上家及クレーン使用料〕(鐵道部)
一階 五日間 無料
二階 七日間 無料
クレーン 貨物 一噸 無料
重量三噸以上ハ五割増、一〇噸以上ハ十五割
〔曳船料〕(港務部)
曳船 汽船一隻ニ付 一五—三〇圓
〔給水料〕(増夜間ハ各二割増)
岸壁 給水 一噸ニ付 三五錢
水船 給水 內港 六〇錢 外港 八〇錢
〔人足賃〕
本島人 一五錢—二〇錢
〔水先案内料〕
吃水三〇釐若ハ其端數又ハ總噸數
千噸若ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ料金
ハ一〇〇分ノ六累加サレル
水先區域ヨリ港内鋪地迄 三五圓

釜山港

檢疫鋪地ヨリ港内鋪地迄
港内ニ於ケル轉船
〔水揚料〕(一噸ニ付)
雜貨、豆粕 六—、五錢
木材、鐵特、石材、鹽魚 一、〇—、六錢
危険物 三、三錢
セメント 六—、〇六錢
石炭 六—、七錢
〔棧橋使用料〕(使用十二時間迄毎ニ)
每登簿一噸ニ付 一錢
〔給水料〕(一立方米ニ付)
草梁 沖 五〇錢
釜山 橋 五五錢
〔代理店料〕
千噸以下 二五圓
二千噸以下 三五圓
二千噸以上 五〇圓
〔起重機使用料〕
イ 電氣起重機揚力三十噸ノモノ 一臺一時間迄毎ニ 七圓
ロ 蒸汽起重機揚力三十噸ノモノ

元山港

ハ 手動起重機 一臺一時間迄毎ニ 五圓
A 揚力五噸以上ノモノ 一臺一時間迄毎ニ 六〇錢
B 揚力五噸未満ノモノ 同 四〇錢
〔鐵道局起重機使用料〕(揚力十五噸ノモノ)
一箇ノ重量三噸ヲ超エザルモノ 一噸ニ付 一〇錢
同 三噸ヲ超ユルモノ 同 一五錢
同 五噸ヲ超ユルモノ 同 二〇錢
同 十噸ヲ超ユルモノ 同 二五錢
〔積卸料〕
雜貨 船内費 卸貨
穀類 一噸 三〇錢
石炭 一噸 一〇〇錢
〔埠頭料〕(毎十二時間)
登簿 噸 一噸ニ付 一錢
〔代理店料〕
總噸數 千噸 以內 一五圓—二〇圓
三〇圓
三千噸以上 四〇圓

仁川港

〔給水料〕(一噸ニ付)
直接給水 四五錢
沖運搬 八五錢
防波堤内 七五錢
〔船内人夫賃〕
普通貨物 一噸 二五錢
重量品 六〇錢
〔積卸料〕
普通貨物 一噸 二五錢
荷纜費 二五錢
ウインチマン 一日三圓内外
岸壁荷役 六圓
〔船車接續費〕
石 個 一〇圓
斤 一〇圓
才 一〇圓
普通貨物 一噸 一〇圓
〔荷纜費〕
岩壁 內 一噸ニ付 五〇錢
船壁 內 一噸ニ付 五〇錢
本船 內 一噸ニ付 五〇錢
〔船渠使用料〕(登簿一噸ニ付)
十二時間毎ニ 一錢

〔港〕 灣

〔稅關構内使用料〕 (揚場使用料)

イ、貨物搬入ノ日ヨリ五日迄 無料
 ロ、貨物搬入ノ日ヨリ六日以上十五日迄 一錢
 ハ、貨物搬入ノ日ヨリ十六日以後 一日一錢
 ニ、貨物搬入ノ日ヨリ六十日迄毎ニ 一日一錢
 但シ日數ノ計算ニ付テハ搬入ノ日ハ之ヲ計算シ搬出ノ日ハ之ヲ算入セズ

〔給水料〕 (一噸ニ付)

岸壁給水 三五錢 沖運搬 一、〇七錢

〔代理店料〕

重量三千噸未満 三〇圓 五千噸未満 四〇圓

〔船内人夫賃〕

穀物一噸ニ付キ 五錢 重量品五割乃至十割増
 荷繰賃(同一船内) 雜貨 二五錢 穀物 二五錢
 石 炭 二〇錢

〔積卸荷役費〕 (鮮貨)

雜貨 一才 一厘 個取 一個 七厘
 木材 一噸 四八厘 石炭 一噸 六五厘
 肥料 二百斤 三厘 外米 一袋 三厘

大連港

〔岸壁著陸料〕 一回ニ付

總噸數 百噸迄 三圓 二百噸迄 五圓
 五百噸迄 一五圓 千噸迄 三〇圓
 千噸ヲ超ユルモノ 三〇圓ニ超過噸數千噸又ハ其ノ未滿ニ付二〇圓ヲ加フ

〔一般轉繫料〕 一回ニ付

總噸數 百噸迄 一圓 二百噸迄 二圓
 五百噸迄 五圓 千噸迄 一五圓
 千噸ヲ超ユルモノ 一五圓ニ超過噸數千噸又ハ其ノ未滿ニ付一〇圓ヲ加フ

〔埠頭使用料〕 單位錢又ハ分

總噸數一噸ニ付二十四時間又ハ其ノ未滿ニ付一錢又ハ一分
 イ、埠頭使用料ハ著埠ノ時ヨリ總噸數二千噸迄ノ船
 船ニ對シテハ四十八時間、總噸數二千噸ヲ超ユル
 船船ニ對シテハ四十八時間ニ超過噸數又ハ其ノ未
 滿ニ付二十四時間ヲ加ヘタル時間ハ之ヲ收受セズ
 ロ、陸揚貨物五百噸ヲ超ユル船船ニ對シテハ千噸又
 ハ其ノ未滿ニ付二十四時間ヲ其ノ船船ノ繫留時間
 ヲリ控除ス

〔埠頭繫留料〕 一回ニ付

〔港〕 灣

鎮南浦港

〔水先案内料〕 (千噸十噸迄)

境 界 線 鎮南浦船地間 五五圓
 同 兼二浦船地間 八五圓
 同 保山船地間 一〇〇圓
 鎮南浦船地間 兼二浦船地間 四〇圓
 同 保山 六〇圓

〔繫船料〕 登簿一噸ニ付 十二時間

綱 取 料 着離共一回 一圓
 曳 船 料 一時間 八圓
 タレト申使用料 一時間 廿圓

〔給水料〕 (一噸ニ付)

直接給水 三七錢 運搬 一四二〇錢

〔代理店料〕

普區契約ニ依ルガ大體次ノ如シ (重量噸)
 二千噸以下 三〇圓 四千噸以下 七〇圓
 三千噸以下 五〇圓 五千噸以下 一〇〇圓

〔鮮貨〕 (一噸ニ付)

鮮滯船料 一日 一四錢
 積揚 一噸 三〇錢

〔船内人夫賃〕 穀物雜貨積揚

タリマン 三、五〇錢 人足(朝鮮人) 一、〇〇錢

總噸數千噸迄ノモノ一〇圓、五千噸迄ノモノ一五圓

〔給水料〕 一立方米ニ付錢又ハ分

給水栓ヨリ給水ノ場合 四四錢(分)
 給水栓ヨリ給水ノ場合 六五錢(分)

〔船内人夫賃〕 一噸ニ付錢又ハ分

一、一般貨物 二〇錢(分)
 二、特種貨物
 イ、レール(四〇尺以上ノモノ) 一噸ニ付 四〇圓
 ロ、牛、馬、騾、駱駝(容器ニ入レザルモノ) 三〇圓
 ハ、驢、羊、山羊、豚(容器ニ入レザルモノ) 一〇圓
 ニ、小船頭(標、標、ヲ主トシテ運轉スルモノ) 六〇錢
 ホ、死體一體ニ付 一〇〇圓
 ヘ、危險品 ゴム、セルロイド、硫黃、樟腦、油
 及其ノ製品、棉花一噸ニ付 二〇圓
 其ノ他ノ危險品一噸ニ付 三〇圓
 ト、貴重品 價格千圓又ハ其ノ未滿ニ付 二圓

〔船内荷繰費〕 一般貨物一噸ニ付(錢又ハ分)

同一船内荷繰 二五錢
 隣接セル船船間荷繰 三五錢
 隣接セザル船船間荷繰 八〇錢

【港 灣】

〔陸揚貨船積貨〕

岸壁揚ノ場合普通貨物一噸ニ付 五五錢
 寺兜溝棧橋埠頭ニ於テハ 七〇錢
 大豆、圓粕、穀物、硫酸、セメント、食鹽
 落花生(船積) 三〇錢
 豆油、麥粉、種子油、木材類、銑鐵(船積) 四〇錢
 麻袋(陸揚) 四〇錢
 〔船荷役賃〕 陸揚貨、船積貨及貯貨賃料ヲ含ム 八〇錢
 普通貨物 一噸ニ付(分) 八〇錢
 危險品 ゴム、セルロイド、硫酸、樟腦、油及其
 ノ製品、棉花 八〇錢
 マツチ類、石油アルコール 一〇圓
 其ノ他危險品 二〇圓

〔埠頭保管料〕

普通貨物 一噸ニ付第一日ヨリ第十日迄五錢第十一
 日ヨリ第二十 一〇錢
 第二十一日以降 二〇錢
 危險品 一噸ニ付第一日ヨリ第十日迄一〇錢第十
 一日ヨリ第二十 二〇錢
 第二十一日以降 四〇錢

〔留置料〕

埠頭保管料ノ倍額
 〔貯貨賃料〕 一噸又ハ其ノ未滿ニ付圓
 百噸迄ノモノ 五〇圓 百五十噸ノモノ 七〇圓
 二百五十噸迄ノモノ 一〇〇圓

〔船帶泊料〕

二十四時間又ハ其ノ未滿ニ付圓 二二圓
 積載量二百噸迄ノモノ 四〇圓
 積載料二百噸ヲ超ユルモノ
 〔小型汽船貨賃料〕 一隻一時間又ハ未滿ニ付圓
 三十噸迄ノモノ 第一時間以後 三五圓
 第一時間以後 三五圓
 百噸迄ノモノ 第一時間以後 一〇圓
 第一時間以後 一〇圓
 三百噸迄ノモノ 第一時間以後 一五圓
 第一時間以後 一五圓
 五百噸迄ノモノ 第一時間以後 二〇圓
 第一時間以後 二〇圓
 モーターボート 第二時間以後 二〇圓
 第二時間以後 二〇圓

〔曳船料〕

一時間又ハ其ノ未滿ニ付圓
 曳船、總噸數百三十噸迄ノモノ、被曳船、總噸數百
 噸迄一隻曳、第一時間三五圓、第二時間以後二〇圓
 二隻以上曳、第一時間五〇圓、第二時間以後三五圓
 曳船、總噸數百三十噸迄ノモノ被曳船、總噸數百噸
 ヲ超ユルモノ一隻曳、第一時間四〇圓、第二時間以後
 二五圓、二隻以上第一時間三五圓、第二時間以後四
 〇圓
 曳船、總噸數百三十噸ヲ超ユルモノ被曳船、總噸數
 百噸ヲ超ユルモノ一隻曳、第一時間五〇圓、第二時間以
 後三五圓、二隻以上第一時間七〇圓第二時間以後

世界貨物運賃建

五〇圓、總噸數百噸ヲ超ユルモノ一隻曳第一時間六
 〇圓、第二時間以後四十五圓、二隻以上曳第一時間
 八五圓、第二時間以後六〇圓(以上港内)港外ハ臨時
 ノ約束ニ依ル
 〔人夫供給料〕
 イ、タリマン 一時間五〇錢、所定時間ヨリ十二
 時迄又ハ十二時ヨリ所定終業時迄二圓、所定始業
 時ヨリ所定終業時迄三圓

ロ、人夫 一時間三〇錢、所定時ヨリ十二時迄又ハ
 十二時ヨリ所定終業時迄七〇錢、所定始業時ヨリ
 所定終業時迄一圓三十錢
 ハ、船夫 一時間内地人八〇錢、滿洲人四〇錢、所
 定終業時ヨリ十二時迄又ハ十二時ヨリ所定終業時
 迄内地人三圓、滿洲人一圓二十錢、所定時ヨリ所
 定終業時迄内地人五圓、滿洲人二圓

船舶に搭載すべき貨物運賃計算法は當事者間の隨意契
 約に基くものなるも各地個々の習慣ありて多くはこれ
 を標準に運賃計算を行ふを常とす茲に普通運賃市場に
 現はるゝ主要貨物に對する所謂運賃建ての標準を略記
 せり

(一) 運賃建標準原則

噸 重量 { 英噸(重量)二、二四〇封度—二〇本—一、六〇斤
 米噸(輕噸)三、〇〇〇封度—二〇本—一、五〇斤
 佛噸—一、〇〇〇封—一、六六斤
 立方呎(才)一〇〇才—一才ハ一呎立方
 容積 { 六石—壹噸
 備考 { 其他擔ハ一六、〇—一六、四—一六、八—一噸ノ制アリ
 (二) 各地標準建
 △日 本 (重量ハ輕噸三、〇〇〇封度 一、五〇〇斤容積ハ二〇

【港 灣】

才ヲ以テ一噸トス)
 一、石 炭 { 近海 一〇〇斤(一〇、〇〇〇斤六噸)
 遠洋 一噸(三、〇〇〇封度、六八〇斤)
 一、砂 糖 { 近海 一〇〇斤(五噸)
 遠洋 一擔(六擔一噸)
 一、材 木 { 内地 一〇〇石(一、〇〇〇才)
 滿鮮 六〇才
 一、批 木 六〇本
 一、生 糸 一〇〇封度
 備考 北海雜穀ハ一〇〇石(六石二噸)ノ粕、莖包糠魚
 昆布砂糖等ハ一〇〇石(四、〇〇〇貫) 散擔魚ハ一〇〇
 石(六、〇〇〇又ハ二、〇〇〇)尾ヲ以テ運賃率トス
 △朝 鮮 (日本ト同シ)
 一、米 一〇〇石

△滿洲國 (營口、牛莊、大連) (重噸三、三〇〇封度
一、六〇〇斤及四〇才ヲ用フ)

一、大豆 一擔
一、大 豆 一擔
一、豆 粕 一擔又ハ二枚

△南支那 (海防、西貢、盤谷) (佛噸一、六六斤、四〇才
關貢ハ重噸容積ハ四〇才ヲ用フ)

一、米 一擔
一、米 佛國 一擔(六、八擔一噸)
備考 其他チーク材、暹檀紫檀等ハ四才單位ナリ

比 島 (馬尼刺) 四〇才
一、鐵 一噸(二、〇〇〇封度)
備考 其他藥煙草等ハ四才ヲ以テス

△淡 洲 (重噸及四〇才ヲ用フ)
キヤツスル、シドニー、メルボルン)

一、小 麥 一噸(二、四〇〇封度)
一、小 麥 粉 小麥ト同ジ

一、羊 毛 一〇〇封度又ハ二俵
一、木 材 (ジャラカリ)一ロード(五〇才)

△印 度 (孟買、古倫母、甲谷陀) 四〇才
一、棉 花 一噸(二、三〇〇封度)又ハ(四〇才)
一、麻 袋 一噸(二、三〇〇封度)又ハ(四〇才)

備考 當地ハ種々ノ(スケール)噸存在シ頗ル繁雜
ヲ極ム主ナルモノヲ掲グレバ落花生、棉實
等ハ三木三—四才、胡麻等ハ三木三才、小
麥、菜種等ハ二六木三—四才、扁豆ハ三木三
才、麻羊毛等ハ四〇才ヲ以テ各一噸ト見做ス

△瓜 哇 (スラバヤ、バタビヤ、サマラン)
一、砂 糖 一擔(一六、七擔)
一、糖 一擔(一六、七擔)

備考 當地モ頗ル複雑ニテ瓜哇「スケール」噸ナル
モノアリ茶、ゴブラ、珈琲及主トシテ、ロッ
テルダム輸出ノ葉煙草等アレド之ヲ省略ス

△北 米 (晚香坡、沙府、紐育、其他) (重量ハ輕
噸容積ハ四〇才ヲ用フ)

一、鐵 一噸(二、〇〇〇封度)
一、棉 花 一〇〇封度又ハ二俵

一、木 材 一、〇〇〇S.F.T.(約三才)
一、小 麥 一噸(二、〇〇〇封度)

一、石 油 及 礦 油 (樽入)一〇〇封度
同 (函入)一函

△南 米 (重量及四〇才ヲ用フ)
一、穀 物 一噸(二、三〇〇封度)

大略以上ノ如シト雖モ時ニ當事者間ノ契約ニ依リ
又ハ其航路等ニ依リ種々變更スル場合アリ

造船

索引

船舶資格	三〇七
總噸數	三〇七
登簿噸數	三〇七
戰時標準船型	三〇七
本邦造船所	三〇八
最近五ヶ年世界進水船趨勢	三〇九
世界進水船内容	三〇九
各國油槽船進水數	三一〇
世界建造中船舶	三一〇
本邦及世界進水船累年比較	三一一
本邦造船所累年成績	三一一

造船

船舶資格

検査官吏左の標準に依り之を定む。其資格に従ひ航路
 定限に差等あること下表に示すが如し。

等級	船種	上甲板噸數	最速力	航路	定限
第一級	汽船	五百噸以上	八節以上	遠洋航路、近海航路	沿海航路、平水航路
第二級	汽船	百噸以上	八節以上	沿海航路、近海航路	平水航路
第三級	汽船	二十噸以上	六節以上	沿海航路、平水航路	平水航路
第四級	汽船	無制限	無制限	平水航路	平水航路

進水後二十五年以上の船舶にして、外板其他要部の
 衰耗著しく、従來の資格を繼續し得ざる虞あるもの
 に於いては、検査官吏其衰耗の程度を精査し、通信
 大臣の指揮を受けて其資格を定む。

總噸數

甲板一層又は二層を備ふる船舶にありては、量噸甲板
 下の噸數に、量噸甲板上蔽圍したる場所の噸數を加へ

【造船】

たるもの、甲板三層以上を備ふる船舶にありては、量
 噸甲板下の噸數に量噸甲板上各甲板間の噸數及び上甲
 板上蔽圍したる場所の噸數を加へたるものを總噸數と
 す。甲板を備へざる船舶にありては舷端以下の噸數に
 舷端以上蔽圍したる場所の噸數を加へたるものを總噸
 數とす。

登簿噸數

總噸數より(一)船員常用室及び海圖室、(二)荷足水艙
 (三)機關室、(四)擔舵器具、繫船機具、揚錨機具及び
 主唧筒と連絡したる副汽罐、副汽罐に使用せらるる場
 所、(五)水夫長倉庫、(六)帆船の帆庫、(七)主務大臣
 に於て船舶の安全、衛生又は利用上前各號に準すべき
 ものと認むる場所の噸數を控除したるものを登簿噸數
 とす。(石數)を以て積量を表示すべき船舶は、十立方
 尺を一石として度測す。

戰時標準船型

戰時標準船型の重量噸數、總噸數及主機關左の如し

A 船型	重量噸數	總噸數
	九、三〇〇	六、三〇〇
	主 機	關
	レシプロタービン	

【造船】

B型	4,000	レシプロタービン
C型	2,700	レシプロ
D型	1,900	レシプロ
E型	800	ディーゼル
F型	400	ディーゼル
大型油槽船	10,000	タービン
中型油槽船	5,000	タービン
小型油槽船	1,000	レシプロ
鎮石油槽船	5,000	レシプロ

本邦主要造船所

函館船渠會社(函館)、東京石川島造船所(東京)、鶴見製鐵造船(横濱)、三菱横濱船渠(横濱)、浦賀船渠(浦賀)、播磨造船所(相生)、大阪鐵工所櫻島造船所(大阪)、同築港造船所(同)、同因島造船所(土生)、同彦島造船所(彦島)、笠戶船渠會社(笠戶島)、藤永田造船所(大阪)、原田造船會社(同)、大原造船鐵工所(同)、木津川船渠(同)、川崎造船所(神戸)、三菱彦島造船所(彦島)、同神戸造船所(神戸)、同長崎造船所(長崎)、三井造船株式會社(玉)、初木造船所(八幡)、小瀧造船

鐵工所(横濱)、小野造船鐵工所(大阪)、名村造船所(大阪)、向島船渠(向島)、久保田造船所(横濱)、金指造船所(同)、熊谷造船所(同)、横濱工作所(同)、小柳造船所(静岡縣長田村)、石卷運輸造船(石卷町)、宇品造船所(廣島縣宇品町)、中田造船所(大阪)、東北船渠鐵工株式會社(掖釜)、金指造船所(清水市)、佐野安船渠(大阪)、浪速船渠(大阪)、大阪造船所(大阪)、川南工業香燒島造船所(長崎)、占部造船(大阪)、幸崎船渠(廣島縣)、倉田重工業株式會社(横濱)、福岡造船鐵工(福岡)、尼崎造船所(大阪)、日本海船渠(富山)、名古屋造船(名古屋)

最近五ヶ年世界進水船趨勢

(總噸數一百噸以上汽船)

國名	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
英國	1,733 隻	1,855 隻	3,266 隻	3,099 隻	3,466 隻
佛國	1,010 隻	1,010 隻	1,177 隻	1,174 隻	1,191 隻
獨逸	577 隻	3,363 隻	3,799 隻	4,556 隻	4,787 隻
和蘭	37 隻	57,133 隻	93,831 隻	113,959 隻	143,855 隻
伊太利	37 隻	57,133 隻	93,831 隻	113,959 隻	143,855 隻
日本	155 隻	1,549 隻	1,180 隻	1,800 隻	1,466 隻
日威本	155 隻	1,549 隻	1,180 隻	1,800 隻	1,466 隻
諾威	12 隻	33 隻	33 隻	38 隻	42 隻
米國	3 隻	33 隻	33 隻	38 隻	42 隻
合計	536 隻	6,999 隻	11,011 隻	12,690 隻	15,099 隻

世界進水船內容

(%ハ合計噸數ニ對スルモノ)

年次	汽船	モーター船	帆船	合計
一九三一年	237 隻	333 隻	37 隻	567 隻
噸數	683,056	920,496	13,564	1,617,116
%	42.3	57.3	0.9	

【造船】

一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
1,390	1,460	1,510	1,580	1,650	1,720	1,790
45,597	48,736	51,875	55,014	58,153	61,292	64,431
37,000	38,140	39,280	40,420	41,560	42,700	43,840
1,516	1,595	1,674	1,753	1,832	1,911	1,990
36,484	37,624	38,764	39,904	41,044	42,184	43,324
3,070	3,140	3,210	3,280	3,350	3,420	3,490
58,711	61,850	64,989	68,128	71,267	74,406	77,545

各國油槽船進水數(噸噸數)

英國	一九三六年	一九三七年	一九三八年
20	14,777	19,144	23,511
丁抹	35,462	41,370	47,278
瑞典	19,805	23,841	27,877
米國	74,040	113,654	153,268
獨逸	19,684	27,147	34,610
和蘭	4,961	11,335	17,709
伊太	6,339	11,000	15,663
佛本	2,005	16,636	33,271
日本	59,968	75,741	91,514
諾威	10,433	13,000	15,567
丹麥	1	1	1
合計	193,660	248,566	303,474

世界建造中船舶 (帆船ヲ除ク)

汽船	モーター船
1931年末	1931年末
1,514	1,118
771,551	630,083
1932年末	1932年末
1,546	1,150
771,551	630,083
1933年末	1933年末
1,578	1,182
771,551	630,083
1934年末	1934年末
1,610	1,214
771,551	630,083
1935年末	1935年末
1,642	1,246
771,551	630,083
1936年末	1936年末
1,674	1,278
771,551	630,083
1937年末	1937年末
1,706	1,310
771,551	630,083
1938年末	1938年末
1,738	1,342
771,551	630,083
1939年六月末	1939年六月末
1,770	1,374
771,551	630,083
合計	合計
667,794	521,000

本邦及世界進水船累年比較(單位噸)

日本	其他諸國	世界總額
1931年	1931年	1931年
4,313	55,411	59,724
4,313	55,411	59,724
1932年	1932年	1932年
4,313	55,411	59,724
4,313	55,411	59,724
1933年	1933年	1933年
4,313	55,411	59,724
4,313	55,411	59,724
1934年	1934年	1934年
4,313	55,411	59,724
4,313	55,411	59,724
1935年	1935年	1935年
4,313	55,411	59,724
4,313	55,411	59,724
1936年	1936年	1936年
4,313	55,411	59,724
4,313	55,411	59,724
1937年	1937年	1937年
4,313	55,411	59,724
4,313	55,411	59,724
1938年	1938年	1938年
4,313	55,411	59,724
4,313	55,411	59,724

本邦造船所累年成績(百噸以上汽船進水高)

昭和九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
3	6	9	12	15
26,733	16,910	16,049	18,750	22,466
8	22	35	49	63
49,150	113,333	184,000	254,800	325,600
2	4	7	11	15
1,000	1,993	2,986	3,979	4,972
11	23	35	47	60
9,200	18,400	27,600	36,800	46,000
2	4	6	8	10
7,000	14,000	21,000	28,000	35,000
1	2	3	4	5
7,000	14,000	21,000	28,000	35,000
3	7	11	15	19
14,100	28,200	42,300	56,400	70,500
3	7	11	15	19
7,000	14,000	21,000	28,000	35,000
1	2	3	4	5
7,000	14,000	21,000	28,000	35,000
3	7	11	15	19
14,100	28,200	42,300	56,400	70,500

保 險

計	【造船】															
	其他	村造	名原造	大尾造	松原造	三原造	向島船渠	浪速船渠	占部船渠	佐野安船渠	大阪造船所	香燒島造船	中田造船	朽木造船	大鐵因島	三菱神戶
備考																
昭和十三年以降は防諜上發表禁止																
	一九一三、四七一															
	七六一三、二六	三	三		五				六							
		一、五五〇	一、五〇〇		一、八九四				一、九四〇							
		二九	五	一		二			四	四	一	二				
	三〇七、六七七	二六、〇三五	一、八八〇	一、五〇〇	一、〇三〇				一、四八五	二、〇九五	一、二八〇	五五〇				
		九	一	一	四	一	一	一	一	二	四				四	七
	九二四一七、七二九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、三〇〇	四、八〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、二五〇		二、五六〇	七、三〇〇				一七、二五〇	二九、四〇〇
		七		一						二	七	一	一	三	四	
	七三九、六六〇		一、一三					二、五五五		三、七四三	一九、一八五	一、〇五〇	一、五六一	三、八三三	一六、〇七二	三八、三二九

索引

- 一海上保險契約趨勢……………三三
- 一昭和十四年度
主要保險會社營業成績……………三三

保險

海上保險契約趨勢 (新契約)

年次	件數	金額	收入保險料	年次	件數	金額	收入保險料
昭和三年	三,八〇〇,九五九	七,三四,四三三	二七,七六,三五〇	同 九年	五,九六三,五三四	九,六七六,一一二	三三,一五,四七三
同 四年	三,九三三,四〇六	七,五二,一八五	二九,三九二,三六六	同 十年	六,四七〇,五九〇	一〇,五四三,〇四六	三四,七六八,三四五
同 五年	四,一五六,八七一	六,四七三,一三六	二八,四八,一六	同 十一年	六,八三八,六三三	一〇,九〇六,五〇七	三六,八五,二四七
同 六年	四,四三七,八六四	五,九六二,九四七	二四,八二,七七五	同 十二年	六,七九三,五三二	一三,三三六,八五五	四五,六二八,三三三
同 七年	四,五〇九,五一〇	七,〇四四,七七四	二六,六八九,〇三七	同 十三年	七,一八二,八九九	一四,四三六,九四二	五五,五九九,〇七五
同 八年	五,四四〇,二五三	七,八七四,九八一	三,一〇一,五二二	同 十四年	一,二二三,二二九	一七,六六五,二四四	八三,三二二,八〇九

主要保險會社營業成績 (昭和十四年度 單位千圓)

會社名	新契約		年末現在契約高		保險料收支		事業費
	件數	金額	件數	金額	收入	支出	
東京海上火災	九六六,四九九	四,一四〇,三二一	一八四,二八	九二五,五三九	一七,三七八	六,〇三九	五,二七七
東京火災	三五四,九七五	五〇七,四三四	一五二,二五	三三三,七八三	三,六一六	二,四三四	五三九
明治火災	二二八,〇六四	一九〇,四五六	三三,九三三	六九,八〇三	一,一八六	四九五	一
日本火災	三四二,七〇四	一六八,七〇三	一一,〇二二	二六,二九六	一,〇一四	四二二	一一一
帝國海上火災	九二,〇二二	一,三三八,五七〇	九五,八五五	一九七,二五四	六,六八九	三,五四六	一,〇七八
大阪海上火災	七六四,五二二	一,〇六一,四九七	四,六八九	二二九,五三三	六,六〇二	二,六三五	一,〇八八

【保險】

【保 險】

日本海上	八八七、九四六	一、〇六一、三二五	八八、六一五	九四、七〇九	三、三三一	一、六五三	六三五
富國火災海上	九九	九五四	—	—	—	—	—
橫濱火災海上	五七、九一七	七〇三、六一〇	一七四、五五八	二八、七七三	二、九七七	二、八一	六〇〇
共 同 火 災	四二、三九二	三三三、六九九	一四、〇六八	二、〇三三	一、二七九	四四	三六三
神戸海上火災	四〇、八〇三	三四四、九六七	一〇四、五六四	一四、七八三	三、三三三	一、五七五	一、〇三六
東明火災海上	九七、二九七	四七六、〇八七	五五、三九九	一九、五五〇	二、〇七六	一、二九〇	二二五
東洋海上火災	四三六、〇九二	四三三、六三四	二八、八二九	一五、〇二二	一、七八一	八三三	二七六
福 壽 火 災	二三四、八八三	一五九、八八五	六、〇六一	七、四六二	五八八	二七二	五五
日產火災海上	一八〇、七二〇	六八五、七九八	七、三四七	九、一一八	三、六四三	一、二四九	五四九
大倉火災海上	二一、七〇三	六〇、一七五	一〇、九五六	一三、一八三	四六四	九〇	一五五
豐 國 火 災	二二五、三四三	二〇四、六八三	二、四二六	二四、〇〇六	一、一五〇	四八六	一八二
帝國火災	二八、六五八	五〇、四〇〇	八、二二九	一三、一〇三	四六六	一九一	四六
千代田火災	二九八、七七七	二六八、六三二	五、八三〇	四〇、三四五	一、〇八九	五六〇	一六六
第一火災海上	一五五、〇五一	三三、三三五	三三、〇七二	一一、二六七	三三	九	三六
扶桑海上火災	三〇一、六一〇	八一〇、六九八	三四、五三五	八五、六〇〇	三、四八八	一、〇一〇	一〇七
日東海上火災	一〇、四四〇	一一、九五四	八、一三七	九、四七三	二二	一三三	一三
尼崎海上火災	二七、五五七	八〇、七八三	三四、八一九	一一、〇一四	三七八	八四	九七
大東海上火災	二六、一七一	一八九、一五〇	四九、〇三二	四、二〇八	六六五	二四七	九
朝日海上火災	四八九、四七八	三〇三、八二二	九三、三〇七	一〇五、〇七	二、〇一四	五六七	五三五
大正海上火災	五〇八、九六六	一、〇七六、八五五	二、五七〇	一一、一六一	四、九七〇	一、四九一	一、〇九
大福海上火災	二五八、三六六	二二〇、三八〇	二、八二六	二、一四九	八七〇	四四	一、〇九
三菱海上火災	七四三、九五八	一、九九〇、九七八	二六四、九三三	九七、五六九	七、六八〇	一、九五〇	一、三八〇

攝津海上火災	一三四、六三三	一八二、一六	五九、五二二	四〇、六五一	七七八	四九六	八三
辰馬海上火災	二七五、三五五	三三六、六〇二	二五、三五五	二五、二二六	八九四	五〇九	一七二
太平火災海上	六、七四四	九、一五〇	五三六	一、〇八六	二八	九	一
大日本火災海上	二四、八〇〇	五六、七三二	六、九五六	二八、二七七	二七三	一三六	九
大北火災海上	一一〇、五四九	二八六、四六三	一九、七六四	九三、九五〇	一、〇三三	三六九	一五九
東 洋 火 災	一九、三九九	二、〇五六	四、九七	一、八三三	一三	—	—
神國海上火災	六〇〇、二六	五二、〇四〇	九、一〇〇	一〇、一七一	四七	一九六	二
太平洋海上火災	三〇九、八九一	一〇一、八〇〇	五二、一五〇	一九、六五七	五三九	一六六	五七
計	一、二二五、三二九	一、七六六、五三四	一、八八三、二八八	四、二七七、〇〇四	八三、三二二	三三、九四三	一、六、七七四

本邦全損船趨勢

昭和五年	三三	四三、五五二	四六	三八、四八二	七九	八一、〇三三	
昭和六年	三三	四三、六八七	三〇	三三、六八〇	六五	七一、九九九	
昭和七年	二七	五五、三二〇	四八	二四、七六六	八三	七〇、四三三	
昭和八年	一四	三七、八九九	五三	一一、三五四	七二	一四、二七七	
昭和九年	一〇	二二、七六五	五四	九、五六〇	八四	一三、八〇〇	
昭和十年	二五	一一、一一一	三九	一〇六、三三三	六四	一一七、二九三	
昭和十一年	三六	四七、九七三	三三	七五九	六〇	四八、七三一	
昭和十二年	四三	五五、一四九	二七	一四、二二五	七〇	三九、三六二	
昭和十三年	三六	三七、七一九	二	四、五〇四	五七	四一、七七一	
十四年以降不詳	—	—	—	—	—	—	—

【保 險】

海事書籍の御用命は

海文堂出版部へ

神戸市神戸區元町通三丁目
振替口座神戸八一五番
電話三宮③二〇二三番

海事圖書目録御申越次第無料送呈ス

燃
料

燃料

國別	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年
米 國	一、三五一、三六四	一、二六六、九六三	一、二二二、五五〇	一、二七九、一六〇	一、〇九八、五二六	九六六、五九六
メ キ シ コ	四〇、三四九	三九、四二八	三八、五〇六	四六、四五六	四一、〇二八	四〇、二四一
ソ 連 邦	二二六、九〇九	二二六、七三二	二〇六、一九二	二〇一、八五七	一九九、六三六	一八四、〇〇八
蘭 領 印 度	六〇、八一	六二、〇八七	五四、九三三	五四、一〇三	四七、五三三	四三、〇〇八
羅 馬 尼 亞	四三、三二	四三、九三二	四八、三六六	五三、三九六	六三、五三三	六二、二七〇
伊 蘭	七六、五九一	七六、一五二	七八、三三二	七八、一〇九	六二、九七八	五七、五〇〇
秘 魯	一三、四三六	一三、五八七	一五、九〇八	一七、四九九	一七、五九三	一七、〇五七
ウ ェ ン ズ エ	一八四、七六一	二〇五、七八三	一七三、五〇六	一八七、六七五	一五五、二七一	一四八、八〇九
日 本	一六、〇〇六	二、六五四	二、五一一	二、四八八	二、四〇三	二、二九五
コ ロ ン ビ	一五、七二五	三三、〇三六	二、五八二	三〇、二六八	一八、七五六	一七、五九八
イ 他	一一七、七九三	九四、三六七	八二、一三四	七〇、五六五	六〇、六三三	五三、九一〇
計 他	二、一四五、六二二	二、〇七六、四四四	一、九六六、五八七	二、〇四一、一六九	一、七九七、七九二	一、六五二、〇三三

世界原油生産高(單位千バレル)(World petroleum誌に依る)

索引

- 一 世界原油生産高……………三二七
- 一 世界石炭産額……………三二八
- 一 世界石炭埋藏量……………三二九
- 一 全國石炭需給狀況……………三二九
- 一 世界燃料炭標準價……………三三〇
- 一 石油供給港……………三三五

【燃料】

世界石炭産額 (單位千噸、國際聯盟調)

國別	一九三九年	一九三六年	一九三五年	一九三四年	一九三三年
英國	一九,三三三	一九,三三九	一八,八七七	一八,七〇八	一七,五二五
獨逸	一五,五二五	一三,一九〇	一一,九一八	一〇,四〇五	九,一四一
米國	三三,二七三	三六,七六一	三三,五七六	三二,三九八	二八,九六七
佛國	三,八七五	三,七六九	三,八五一	三,九六九	三,九〇七
加奈	八二二	七七八	七七八	八〇一	六四四
白耳	二,四六六	一,〇一九	九八	八八六	八八六
波蘭	二,四六五	二,三三三	二,二〇七	二,一九九	二,一〇八
南阿	三,七五	二,四七九	二,三九五	二,四三六	二,二八三
其他	一,三三六	一,二〇九	一,一〇四	九三	八七二
合計	九,八八二	一三,七四九	一二,三一九	一一,二二四	一〇,一五〇
〔楊炭〕	一,三三三	九四,七〇五	八五,八四三	八四,〇二〇	七六,四八四
獨乙	一六,二四八	一三,四四〇	一二,三五六	一一,四四〇	一〇,五六六
其他	三,四八三	一,五〇三	一,五九九	一,二七二	一,二六〇
合計	一九,七三一	一八,九四六	一八,八八八	一八,五七七	一七,四六九

世界石炭埋藏量 (單位百萬噸)

洲	日本	支那	印度	其他	合計
亞細亞洲	九,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	五,三〇〇,〇〇〇
歐洲	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
北米	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
南米	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
大洋洲	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
合計	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇

全國石炭需給狀況 (全國產炭高輸入)

昭和三	昭和四	昭和五	昭和六	昭和七	昭和八	昭和九	昭和十	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
產炭	三,八〇三	三,九六五	二,五三六	二,六九三	二,五三三	二,九六一	三,七五五	三,三三三	三,九三三	三,九三三
輸入	二,七四三	三,二〇一	二,六五〇	二,〇六五	二,六七一	三,四四〇	四,〇〇〇	四,〇四八	四,一八八	四,四三六
輸出	二,一五〇	二,一〇三	一,五二五	一,三〇九	一,三〇九	二,五五五	一,〇六七	一,〇一七	一,一三三	一,一〇七
合計	三,三九六	五,〇六三	三,六六六	三,三九三	三,七六五	六,八〇六	七,〇一九	六,三六四	七,〇〇四	七,〇六六

事業成績

【燃料】				
ゼノア	△伊太利地方	七六、〇〇〇	ベニス	四八、〇〇〇
サロニカ	△東地中海地方	二〇、〇〇〇	アレキサンドリア	一〇、〇〇〇
スミルナ		五、〇〇〇	ポートサイド	三〇、〇〇〇
アイルギリス	△北阿弗利加地方	—	ビゼルタ	三六、〇〇〇
アンゴアンゴ	△西阿弗利加地方	四八、〇〇〇	ボーマ	八四、〇〇〇
ケーブタウン	△南阿弗利加地方	七〇〇、〇〇〇		
ボンベイ	△英領印度地方	二六、〇〇〇	マドラス	二八、〇〇〇
カルカッタ		六六、〇〇〇	ラングリン	二八、〇〇〇
カラチ		二六、〇〇〇	コロンボ	二八、〇〇〇
マカッサ	△東印度地方	一九、〇〇〇	パタビヤ	三〇、〇〇〇
昭南港		五〇、〇〇〇	ペナン	一一、〇〇〇

引 索

一本邦海運關係會社成績……………	三七
一 汽船會社……………	三七
一 造船會社……………	三八
一 海上保險……………	三八
一 昭和十六年度海運株價……………	三九

事業成績

本邦海運關係會社成績 (昭和十六年度)

事業成績	資本金		拂込額		社債及借入		諸積立		利益金		内積立金		配當率		船價	
	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	
日本郵船	106,250	106,250	92,250	92,250	50,568	50,568	123,477	123,477	11,559	11,559	7,100	7,100	0.8	110,463	115,453	
大阪商船	100,000	100,000	87,500	87,500	—	—	73,580	73,580	8,270	8,270	8,150	8,150	0.8	—	—	
北日本汽船	10,000	10,000	12,500	12,500	2,450	2,450	8,040	8,040	3,032	3,032	2,357	2,357	0.9	10,175	8,171	
朝鮮郵船	10,000	10,000	11,250	11,250	—	—	7,293	7,293	1,616	1,616	931	931	0.8	8,676	8,133	
國際汽船	10,000	10,000	—	—	18,000	18,000	6,402	6,402	3,088	3,088	2,180	2,180	0.5	4,818	4,818	
東洋汽船	15,000	15,000	13,000	13,000	1,600	1,600	2,221	2,221	1,114	1,114	410	410	0.5	11,651	12,651	
明治海運	6,000	6,000	3,750	3,750	—	—	2,738	2,738	1,090	1,090	—	—	0.0	5,407	4,539	
神戸棧橋	4,000	4,000	4,000	4,000	6,000	6,000	573	573	449	449	50	50	0.5	3,219	2,974	

【事業成績】

項目	神戶海上	日本郵船	大阪商船	川崎造船	浦賀船渠
資本金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
拂込額	3,750,000	2,650,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000
諸積立	1,839,000	1,656,700	9,000,000	9,000,000	9,000,000
責任準備	3,270,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
支拂備金	1,100,000	3,750,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
利益金	1,146,000	1,000,000	7,526,000	7,526,000	7,526,000
積立金	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
配當率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
契約高	10,598,200				

昭和十六年度海運株價 (單位圓)

項目	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
神戶海上	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
日本郵船	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000
大阪商船	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000
川崎造船	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
浦賀船渠	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000

【事業成績】

項目	大阪鐵工	三菱重工	浦賀船渠	播磨造船	川崎重工
資本金	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
拂込額	3,750,000	3,750,000	3,750,000	3,750,000	3,750,000
諸積立	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000
責任準備	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000
支拂備金	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
利益金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
積立金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
配當率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
契約高	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000

▲海上保險

項目	大阪鐵工	三菱重工	浦賀船渠	播磨造船	川崎重工
資本金	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
拂込額	3,750,000	3,750,000	3,750,000	3,750,000	3,750,000
諸積立	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000
責任準備	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000
支拂備金	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
利益金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
積立金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
配當率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
契約高	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000

▲造船會社

項目	大阪鐵工	三菱重工	浦賀船渠	播磨造船	川崎重工
資本金	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
拂込額	3,750,000	3,750,000	3,750,000	3,750,000	3,750,000
諸積立	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000
責任準備	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000	1,839,000
支拂備金	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
利益金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
積立金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
配當率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
契約高	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000

The Kobe Average Adjusting Office.

Foreign Associate Member
of the
Association of Average Adjusters
of the United States

神戸海損精算事務所

神戸市神戸區京町七九(日本ビル)
電話 三宮九九〇番

海損
精算人

中村新三郎

自宅 電話 芦屋三一〇八番

物版出の社弊

三井物産船舶部編纂

世界主要港湮程表

【定價 五 圓】

送料拾五錢

The Kobe Average Adjusting Office.

Foreign Associate Member
of the
Association of Average Adjusters
of the United States

神戸海損精算事務所

神戸市神戸區京町七九(日本ビル)

電話 三宮九九〇番

海損
精算人

中村新三郎

自宅 電話 芦屋三一〇八番

弊社の出版物

三井物産船舶部編纂

世界主要港湮程表

【定價 五圓】

送料拾五錢



北日本汽船株式會社

本社 東京市京橋區京橋一ノ二
小樽營業所 小樽市南濱町四丁目一番地

營業科目

各種艦船建造及修理、陸船用汽機、汽罐補助機械
諸機械、陸船用タービン汽機、特許複二聯成並低壓タービン聯動汽機
特許操舵テレモーター、スチームチャ―操舵機製作
橋梁用鋼桁、鐵塔、鐵骨、各種タンク、水壓鐵管製作及組立
各種熔接工事、土木建築請負業、海難救助作業



浦賀船渠株式會社

東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地一

浦賀工場 神奈川縣三浦郡浦賀町
橫濱工場 橫濱市神奈川區大野町
青島工廠 青島市荷澤四路十四號
大阪出張所 大阪府北區宗是町(大阪ビル内)

東洋海運株式會社

東京市日本橋區室町貳丁目壹番地壹

電話日本橋 (四八二六番・四八二七番
四八三一番・四八三二番)

電信略號 TOKIO TOUN

神戸市神戸區明石町三十二番地

明治海運株式會社

取締役社長 谷 口 茂 雄

電話三宮

長八六二 (休日兼用)
一五九八 (夜間兼用)
四四四二
四四四七
四四七三
四四七五
五五五四
五五五七
五五七一



原田汽船株式會社

本社

大阪市北區宗是町一番地
大阪ビルディング二階

電話土佐堀 二九九〇三八七番

取締役會長 岡田 永太郎
取締役社長 奈良橋 茂三郎

營業課目

各種艦船ノ設計並ニ建造及修理
船用陸用汽機、汽罐、其他諸機械及
附屬品等ノ製造販賣並ニ設計、修理
土木、建築、橋梁工事、ハリマ
電氣熔接棒及熔接工
南洋木材輸入販賣



株式會社 播磨造船所

兵庫縣赤穂郡相生町相生
電話(代表番號)相生一四番
神戸事務所 神戸市神戶區西町三六興銀ビル四階
電話(代表番號)三宮三四五〇番
東京事務所 東京市丸ノ内海上ビル新館二階
電話丸ノ内一七一五・二七一七番

大連市山縣通一九五番地



大連汽船株式會社

代表電話 二一七一三一

支店	上海	青島	天津	營口
事務所	神戶	東京	臺北	
出張所	奉天	新京	香港	
駐在員	安東	廣東	羅津	字品
	北京	高雄		

本店 大阪市東區北濱二丁目

戰爭保險取扱指定會社



朝日海上火災保險株式會社

取締役會長 岡崎忠雄
 取締役社長 坂井常雄

支店 東京・大阪・神戶・橫濱・福岡
 出張所 札幌・京都・名古屋・新加坡・天津・上海
 出張部 高松・關門・金澤・臺北



東和汽船株式會社

社長 菊地吉藏

東京支店 東京市日本橋區吳服橋一丁目三番地三
天津出張所 天津日本租界旭街四ノ二

本社 神戸市神戸區海岸通二丁目二六
大連支店 大連市山縣通一四四
門司支店 門司市祝町三丁目三一〇二

營業課目

各種艦艇船舶新造並ニ修理
陸用船用汽機汽罐凝汽器
家屋鐵骨橋梁工作組立架設
人造絹糸製造用諸機械類
發電用水壓鐵管送電用鐵塔

荷揚積荷運搬諸裝置一式
諸鑄鋼品鍛工品銅工品鐵工品一切
重油輕油並人絹用各種タンク
土木、建築、電氣工事



浪速船渠株式會社

取締役社長 熊谷英郎
專務取締役 三上果

本社 大阪市西區西長堀北通五丁目四ノ一
電話新野一八九二番
電話日本生命ビル四階
電話三宮四八八番
神戸出張所 神戸市神戸區西町日本生命ビル四階
電話三宮四八八番
工場 大阪市住吉區北加賀屋町二二番
電話六三三三番
電話六三三三番
電話六三三三番

天下茶屋
住吉 四三七八番

神戸市神戸區京町八十二番ノ二

中村汽船株式會社

取締役社長 中村 勇一

專務取締役 大田 德太郎

電話三宮五〇六〇(代表)

營業種目

各種船舶建造並修繕
陸船用諸機械製造並修繕
船渠・一般鐵工業



佐野安船渠株式會社

取締役社長 佐野川谷 安太郎

取締役顧問 山本 長治

大阪市住吉區北加賀屋町三三五番地

電話天下茶屋五七二六番

電話住吉

三三五三番

三六八八番

四一八〇番

附錄



松岡汽船株式會社

社長 松岡潤吉

副社長 松岡辰郎

神戸市神戸區播磨町一七

特長三〇三八番

電話二〇〇

五〇四六番

二八八三番

【附 録】

同 十四年五月卅日
昭和二年三月廿一日
同 三年五月廿五日
同 四年七月二日
同 六年十二月十三日
同 七年五月廿六日
同 九年七月八日
同 十年九月九日
同 十年九月十二日
同 十一年三月五日

歷代遞信次官

明治十九年三月三日
同 廿一年十一月廿日
同 廿四年七月廿三日
同 廿六年三月廿二日
同 卅一年一月十七日
同 卅一年七月五日
同 卅一年十一月九日

(兼)

安達謙藏
望月圭介
久原房之助
小泉又次郎
三土忠造
南 弘
床次竹二郎
岡田啓介
望月圭介
額母木桂吉
同 十二年二月二日
同 十二年二月十一日
同 十二年六月四日
同 十四年一月五日
同 十四年四月七日
同 十四年八月三十日
同 十五年一月十六日
同 十五年七月二十二日
同 十六年七月十八日
同 十六年十月十八日

(兼)

野村 靖
前島 密
河津 祐之
鈴木 大亮
田 健治郎
箕浦 勝人
古市 公威
同 卅三年五月廿日
同 卅三年十月廿七日
同 卅三年十月卅一日
同 卅四年四月八日
同 卅四年六月六日
同 卅四年六月六日
同 卅六年九月廿三日

山崎達之輔
兒玉秀雄
永井柳太郎
鹽野季彦
田邊治通
永井柳太郎
勝 正憲
村田省藏
村田省藏
寺島 健

古市 公威
岡崎 邦輔
田 健治郎
横井 時雄
淺田 德則
仲小路 廉
田 健治郎

同 卅六年十二月四日
同 卅九年一月八日
同 四十四年九月一日
大正元年十二月廿四日
同 二年二月廿四日
同 三年四月十七日
同 三年十一月廿日
同 六年三月十四日
同 七年九月卅日
同 八年四月十二日
同 十一年六月十四日

歷代管船局長

明治十九年三月
同 廿六年三月
同 卅二年五月
同 卅四年七月
同 四十四年九月
大正三年十一月
同 十一年六月

田 健治郎
仲小路 廉
小松謙次郎
濱口 雄幸
犬塚勝太郎
中谷 弘吉
湯河元臣
内田嘉吉
中西清一
秦 豐助
若宮 貞夫
塚原周造
佐藤 秀顯
山縣伊三郎
内田 嘉吉
湯河元臣
若宮 貞夫
宮崎 清則

(昭和十六年 海務院創設)

同 十三年一月九日
同 十三年六月十三日
昭和四年七月八日
同 六年六月十九日
同 九年七月八日
同 十一年四月
同 十二年五月
同 十三年一月八日
同 十四年三月
同 十五年八月二日
同 十六年十月
昭和五年五月
同 七年九月
同 十年七月
同 十三年一月
同 十六年一月
同 十六年十月
同 十六年十二月(海務院長官)
同 十七年七月

米田奈良吉
桑山 鐵男
今井出 清德
大橋 八郎
青木 精一
富安 謙治
平 澤 要
小野 猛
大和田 悌二
山田 龍雄
手島 榮

廣幡 忠隆
淺野 平二
小野 猛
伊勢谷 次郎
尾關 將支
安田 丈助
原 益清
松木 益吉

【附 録】

